

付 表

I. 事故型及び起因物分類表

表 I - 1 事故型分類表

表 I - 2 起因物分類表

II. 関係法令に基づく措置・管理一覧表（関係分抜粋）

表 II - 1 安全衛生管理体制

表 II - 2 統括安全衛生責任者等の職務

表 II - 3 作業主任者を選任すべき作業（安衛令 6）

表 II - 4 作業指揮者を選任すべき作業

表 II - 5 就業制限に係る業務

表 II - 6 監視人の配置を必要とする作業

表 II - 7 工事に関する法令上の点検項目

表 II - 8 機械設備に関する法令上の自主検査項目

表 II - 9 立入禁止の措置等一覧表

表 II - 10 保護具と労働安全衛生関係法

表 II - 11 表示の設定箇所一覧表

表 II - 12 合図・信号等設定一覧表

III. 労働安全衛生法令等に基づく主な届出・報告一覧表

表 III - 1 工事開始時

表 III - 1 - 1 建築物、機械等設置・移転・変更届が必要な作業
（安衛則 別表 7 一部抜粋）

表 III - 2 工事中

IV. 海上工事における関係法令等

表 IV - 1 海上工事における関係法令一覧

表 IV - 2 工事等に関する許可申請・届出手続

表 IV - 3 船舶航行に関する報告手続

I. 事故型及び起因物分類表

表 I - 1 事故型分類表

(1/3)

事故型分類	説 明
墜落、転落	<p>人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。</p> <p>乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。</p> <p>車両系機械などとともに転落した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して墜落した場合には感電に分類する。</p>
転倒	<p>人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずき又はすべりにより倒れた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに転倒した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p> <p>感電して倒れた場合には感電に分類する。</p>
激突	<p>墜落、転落及び転倒を除き、人が主体となって静止物又は動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。</p> <p>車両系機械などとともに激突した場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
飛来、落下	<p>飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。</p> <p>研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。</p> <p>容器等の破裂によるものは破裂に分類する。</p>
崩壊、倒壊	<p>堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ち又は倒壊して人にあたった場合をいう。</p> <p>立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。</p>
激突され	<p>飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。</p> <p>つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
はさまれ、巻き込まれ	<p>物にはさまれる状態及び巻き込まれる状態であつた場合をいう。プレス等の金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。</p> <p>ひかれる場合を含む。</p> <p>交通事故は除く。</p>
切れ、こすれ	<p>こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。</p> <p>刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。</p>

表 I - 1 事故型分類表

(2/3)

事故型分類	説 明
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温又は低温の物との接触をいう。 高温又は低温の環境下にはく露された場合を含む。 [高温の場合] 火炎、アーク、熔融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にはく露された場合を含む。 [低温の場合] 冷凍庫内等低温の環境下にはく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にはく露された場合を含む。
感電	帯電体にふれ、又は放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 [起因物との関係] 金属製カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
爆発	圧力の急激な発生又は開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 [起因物との関係] 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。 容器、装置等から内容物が取り出され又は漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
破裂	容器、又は装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かいを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 [起因物との関係] 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンペ、化学設備等がある。
火災	[起因物との関係] 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。

表 I - 1 事故型分類表

(3/3)

事故型分類	説 明
交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機及び公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ当該項目に分類する。
動作の反動、無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじく、ぎっくり腰及びこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。

[付 表]

表 I - 2 起因物分類表

1. 大 分 類

大 分 類		説 明
分類 番号	分 類 項 目	
1	動力機械	動力を用いて、主として物の機械的加工を行うため、各機械構造部分の組み合わされた物をいう。 原動機及び動力伝導機構を含む。
2	物上げ装置、運搬機械	動力を用いて、物をつり上げ又は運搬することを目的とする機械装置をいう。
3	その他の装置等	上記の動力機械及び物上げ装置、運搬機械を除く装置等をいう。
4	仮設物、建築物、構築物等	上記の物上げ装置、運搬機械及びその他の装置に分類されるものを除く。
5	物質、材料	危険物、有害物、材料等をいう。
6	荷	もっぱら貨物等運送するために特定の荷姿をした物及び据え付けるため運搬中の機械装置等をいう。
7	環境等	主として自然環境をいう。
9	その他	上記のいずれにも分類されないものをいう。

2. 中 分 類

(1/3)

中 分 類		説 明
分類 番号	分 類 項 目	
11	原動機	機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
12	動力伝導機構	原動機により機械の作業点に動力を伝える機械的装置をいう。 機械、装置に直接組み込まれたものは、当該機械装置に分類する。
13	木材加工用機械	製材機械、合板用機械、木工用機械（自動送り装置を有するものを含む）をいう。携帯式動力工具を含む。
14	建設機械等	掘削、積込み、運搬（いわゆる自動車によるものを除く）締固め等に用いる機械（車両に限る。）であって、建設業、林業、港湾荷役業等すべての業種において用いられるものをいう。
15	金属加工用機械	切削、研削、引抜き、プレス等の金属加工に用いる機械をいう。 携帯式動力工具を含む。
16	一般動力機械	木材加工用機械、建設機械等及び金属加工用機械（金属ロール機を除く）を除く一般の動力機械をいう。 携帯用動力工具を含む。 動力運搬機、乗物、装置等は、それぞれ当該装置等に分類する。
17	車両系木材伐出機械等	伐木等機械、走行集材機械、架線集材機械等の車両をいう。 架線集材機械が機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いられている場合は、当該装置に分類する。

[付 表]

2. 中 分 類

(2/3)

中 分 類		説 明
分類 番号	分 類 項 目	
21	動力クレーン等	動力による物上げ装置をいう。 クレーン等安全規則適用外のものも含む。 巻上用ワイヤロープ等物上げ装置の一部になった状態のものを含む。
22	動力運搬機	動力クレーン等、乗物を除き、動力を用いて運搬する機械をいう。
23	乗物	いわゆる交通機関をいう。
31	圧力容器	ボイラー及び圧力容器をいう。 ボイラー及び圧力容器安全規則適用外のものを含む。 配管及び付属品を含む。
32	化学設備	危険物等を製造し、又は取り扱う設備であって定置式のものを用いる。 配管及び付属設備を含む。 圧力容器、溶接設備及び乾燥装置は、当該機械に分類する。
33	溶接装置	アーク溶接、ガス溶接、テルミット溶接、スポット溶接等による溶接装置をいう。
34	炉窯等	炉、窯、釜、乾燥設備等をいう。
35	電機設備	電動機等であって他の機械、装置の一部として組み込まれているものは、当該機械、装置に分類する。 独立の電動機は、原動機に分類する。
36	人力機械工具等	人力による機械、クレーン、運搬機及び手工具等をいう。
37	用具	機械装置にセットされ、その一部分になった状態のものは除く。
39	その他の装置、設備	圧力容器、化学設備、溶接設備、炉、窯等、電機設備、人力機械工具等、用具に分類されない装置設備をいう。
41	仮設物、建築物、構築物等	仮設物等の上で作業を行う場合のように当該物が作業面である場合又は仮設物等が倒壊した場合のように起因物が当該物そのものである場合に適用する。 なお、作業面としては、屋内、又は屋外の別を問わず適用する。 電気設備に分類されるもの及び装置の部分をなす構築物を除く。 [事故の型との関係] 作業面としては、主として人をささえるために使用する場合に適用され事故の型が墜落、転落又は転倒の場合に起因物となることが多い。 物そのものとしては事故の型が崩壊、倒壊である場合の起因物となることが多い。

2. 中 分 類

(3/3)

中 分 類		説 明
分類 番号	分 類 項 目	
51	危険物、有害物等	<p>GHS 分類における「物理化学的危険性」（以下「危険性」という。）を有するものを「危険物」、「健康に対する有害性」（以下「有害性」という。）を有するものを「有害物」と分類し、危険物及び有害物の両方に該当するものの場合、災害が危険性・有害性のいずれの性質により発生したものかによって整理する。具体例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物 火薬類並びに労働安全衛生法施行令別表第 1 に示す危険物及びこれらに準ずるもの ・有害物 特定化学物質障害予防規則に定める「特定化学物質」、有機溶剤中毒予防規則に定める「有機溶剤等」、鉛中毒予防規則に定める「鉛等、焼結鈹」、四アルキル鉛中毒予防規則に定める四アルキル鉛等及びこれらに準ずるもの <p>なお、本分類には放射線を含む。</p>
52	材料	<p>材料が機械装置等にセットされた状態の場合は、当該機械装置に分類する。</p> <p>セットされた被加工材料の切削片が飛来した場合の起因物も当該機械装置に分類する。</p>
61	荷	荷等であっても、特定の荷姿をしていない物及び据え付けるため運搬中の機械・装置等でない物は、材料等当該項目に分類する。
71	環境等	人工的作業環境のものを含む。
91	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない起因物をいう。
92	起因物なし	<p>用務のため平滑な通路を歩行中、足をぎっくりして捻挫したというように起因となるものない場合をいう。</p> <p>[事故の型との関係]</p> <p>事故の型が動作の反動、無理な動作に分類され、起因物及び加害物のない場合には、起因物なしに分類される。</p>
99	分類不能	<p>分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。</p> <p>起因物が明らかであって分類項目のないものは、その他の起因物に分類する。</p>

3. 小 分 類

(1/9)

大分類	中分類	小 分 類		説 明
		分類番号	分類項目	
1 動力機械	11 原動機	111	原動機	電動機、発電機、蒸気機関、蒸気タービン、内燃機関、水車等をいう。
		121	動力伝導機構	回転軸、ベルト、プーリ、歯車、クラッチ、変速機等をいう。
	13 木材加工用機械	131	丸のこ盤	振り式丸のこ盤、トリマ、リップ等のほか、携帯用丸のこ盤を含む。 昇降盤及び傾斜盤は一般に丸のこ盤に該当するが、災害発生の際、カッターに該当を使用していた場合は139の「その他」に分類する。
			帯のこ盤	テーブル式のものを含む。
			かんな盤	手押しかんな盤、自動かんな盤等をいう。 携帯用のものを含む。
			角のみ盤、木工ボール盤	木工卓上ボール盤等を含む。
			面とり盤、ルータ、木工フライス盤	木工立フライス盤、木工横フライス盤等を含む。
			チェーンソー	
			その他の木材加工用機械	上記に分類されないほぞ取り盤、木工旋盤、木工用サンダ、ベニヤ製造機械等をいう。
	14 建設機械等	141	整地・運搬・積み込み用機械	ブル・ドーザー、モーター・グレーダー、トラクター・ショベル、ずり積機、スクレーパー及びスクレープ・ドーザーをいう。
			掘削用機械	パワー・ショベル、ドラグ・ショベル、ドラグライン、クラムシエル、バケット掘削機及びトレンチャーをいう。

3. 小 分 類

(2/9)

大分類	中分類	小 分 類		説 明
		分類番号	分類項目	
1 動力機械		143	基礎工事用機械	くい打機、くい抜機、アース・ドリル、リバー・サーキュレーション・ドリル、せん孔機（チューピングマシンを有するものに限る）、アース・オーガ及びペーパー・ドレンマシンをいう。 移動式クレーンにバイブロ・ハンマーなどをセットしたものを含む。
		144	締固め用機械	タイヤ・ローラー、ロード・ローラー、振動ローラー、タイピング・ローラー等のローラーをいう。
		145	解体用機械	ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機及び解体用つかみ機をいう。 油圧ショベルのバケットを打撃式破砕機に交換した物を含む。
		146	高所作業車	
		149	その他の建設機械等	上記に分類されないコンクリート打設用機械、トンネル掘進機、せん孔用機械、舗装・路盤用機械、道路維持除雪機械等をいう。
	15 金属加工用機械	151	旋盤	普通旋盤、タレット旋盤、立旋盤、正面旋盤等をいう。 木工旋盤を除く。
		152	ボール盤、フライス盤	中ぐり盤等を含む。
		153	研削盤、バフ盤	卓上（床上）用グラインダ及び可搬式グラインダを含む。 木工用サンダ等を除く。
		154	プレス機械	プレス機械とはクランクプレス、フリクションプレス、ナックルプレス、油圧プレス等をいう。 鍛造プレス、ハンマ、射出成形機等は除く。
		155	鍛圧ハンマ	エアハンマ、スチームハンマ、スプリングハンマ、ドロップハンマ等をいう。 プレス機械は除く。
156		シャー	シャーとは、金属シャー、布又は紙の断さい機等をいう。	
	159	その他の金属加工用機械	上記に分類されないブローチ盤、金切り盤・切断機、特殊加工機械等をいう。	

3. 小 分 類

(3/9)

大分類	中分類	小 分 類		説 明
		分類番号	分類項目	
1 動力機械	16 一般動力機械	161	遠心機械	遠心分離器、遠心脱水機、遠心鑄造機等をいう。
		162	混合機・粉砕機	混合機とは、かきまぜ機、混和機、こねまぜ機等をいう。 粉砕機とは、ジョークラッシャ、円すい粉砕機、ロールクラッシャ、エッジランナ、ボールミル等をいう。
		163	ロール機（印刷ロール機を除く。）	金属用ロール機、練りロール機、カレンダーロール機、食品製造用ロール機等をいう。 巻取ロール及び製紙用ドライヤ等を含む。
		164	射出成形機	
		165	食品加工用機械	製パン機械、製菓機械、肉類加工機械、水産加工機械等をいう。 食品製造用ロール機を除く。
		166	印刷用機械	印刷製本機械等をいう。 印刷ロール機を含む。
		167	産業用ロボット	操縦ロボット、シーケンスロボット、プレイバックロボット、数値制御ロボット、知能ロボット、感覚制御ロボット、適応制御ロボット、学習制御ロボット等をいう。
	169	その他の一般動力機械	上記に分類されない工作機械、繊維機械、パルプ・紙製造機械、紙加工機械、農業用機械、スライサ、スリッタ、ポンプ、ブロワー、ファン、包装荷造機械等をいう。	
	17 車両系木材伐出機械等	171	伐木等機械	フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、木材グラップル機、グラップルソー等をいう。
		172	走行集材機械	フォワード、スキッド、集材車、集材用トラクター等をいう。
173		架線集材機械	タワーヤード、スイングヤード、集材ウインチ等をいう。 木材グラップル機等にウインチを備え、当該ウインチの巻き上げにより集材する場合を含む。 架線集材機械が機械集材装置又は簡易架線集材装置の集材機として用いられている場合を除く。	

3. 小 分 類

(4/9)

大分類	中分類	小 分 類		説 明
		分類番号	分類項目	
		179	その他の車両系 林業用機械	上記に分類されない造林機械等の機械をいう。
2 物上げ装置、 運搬機械	21 動力クレーン等	211	クレーン	天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンローダー、ケーブルクレーン、テルハ等をいう。
		212	移動式クレーン	トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラクレーン、鉄道クレーン、浮きクレーンをいう。
		213	デリック	ジンポールを含む。
		214	エレベーター、 リフト	エレベーター、建設用リフト、カーリフト、ダムウェータ等をいう。
		215	揚貨装置	クレーン又はデリックであって港湾荷役作業を行うため船舶に取り付けられたものをいう。
		216	ゴンドラ	ゴンドラ安全規則適用のものをいう。 ゴンドラには人力のものも含む。
		217	機械集材装置、 運材索道	ウインチ、架線集材機械等であっても機械集材装置の一部として用いられているものは、機械集材装置を含む。運材索道には重力式のものが含まれる。
		218	簡易架線集材装置	ウインチ、架線集材機械等であっても簡易架線集材装置の一部として用いられているものは、簡易架線集材装置を含む。
		219	その他の動力クレーン等	上記に分類されないホイスト、モーターブロック、ウインチ、ジャッキ式つり上げ機械等をいう。 ホイストであって、クレーンの一部として用いられているものはクレーンに分類する。 ウインチであって、デリック、機械集材装置等の一部として用いられているものは、当該装置に分類する。
	22 動力運搬機	221	トラック	トレーラ、ローリ、ミキサ車等を含む
		222	フォークリフト	フォークリフトのフォークを他のアタッチメントに取りかえたものを含む。
		223	軌道装置	事業場付帯の軌道装置をいう。
		224	コンベア	ベルトコンベア、ローラコンベア、チェーンコンベア、スクリーコンベア等をいう。

3. 小 分 類

(5/9)

大 分類	中 分類	小 分 類		説 明	
		分類 番号	分類項目		
		225	ローダー	ショベルローダー、フォークローダー等をいう。	
		226	ストラドルキャ リヤー	車体内面上部に懸架装置を備え、荷を運搬する荷役 車両をいう。	
		227	不整地運搬車		
		229	その他の動力運 搬機	上記に分類されないキャプスタン等をいう。	
	23 乗物	231	乗用車、バス、 バイク	タクシーを含む。	
		232	鉄道車両	貨物列車を含む。	
		239	その他の乗物	上記に分類されない航空機、船舶等をいう。	
	3 その 他の 装置 等	31 圧力 容器	311	ボイラー	蒸気ボイラー、温水ボイラー、熱媒を用いるボイラ ー等をいう。 [事故の型との関係] ボイラー点火時の逆火及び煙道ガス爆発の起因物 はここに分類する。
			312	圧力容器	加熱器、蒸煮機、反応器、蒸発機、スチームアキュ ームレータ、圧縮空気タンク等の圧力容器をいう。
319			その他の圧力容 器	上記に分類されない酸素ポンペ、溶解アセチレン容 器等をいう。 ガス溶接に使用されているものはガス溶接装置に分 類する。	
32 化学 設備		321	化学設備	圧力容器に該当しない反応器、蒸留塔、抽出器、分 離器、貯蔵タンク等をいう。	
		33 溶接 装置	331	ガス溶接装置	アセチレンガス溶接装置、ガス集合溶接装置、その 他のガス溶接装置をいう。溶接、溶断に用いないガス 集合装置は319のその他の圧力容器に分類する。
332			アーク溶接装置	被覆アーク溶接、サブマージアーク溶接、炭酸ガス アーク溶接、ミグ溶接、ティグ溶接等に用いる装置等 をいう。	

3. 小 分 類

(6/9)

大 分類	中 分類	小 分 類		説 明	
		分類 番号	分類項目		
	33 溶 接 装 置	339	その他の溶接装置	上記に分類されないテルミット溶接、エレクトロslag溶接、電子ビーム溶接、プラズマ溶接に用いる装置等をいう。	
		34 炉 窯 等	341	炉、窯	炉とは、高炉、転炉、平炉、電弧炉、電熱炉、ルツボ炉、キューポラ炉等をいう。 窯とは、ロータリーキルン、トンネルキルン、電熱窯、ガス発生炉等をいう。 煮沸槽、煮釜等を含む
			342	乾燥設備	熱源を用いて物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。
			349	その他の炉窯等	上記に分類されない原子炉等をいう。
	35 電 気 設 備	351	送配電線等	引込線、屋内配線、移動電線等最終電気使用設備に至るまでの電線類、支持用の塔、柱塔を含む。	
		352	電力設備	変圧器、コンデンサー等のほか、開閉器類を含む。 [参考] 開閉操作のアークによる傷害の場合の起因物はここに分類する。	
		359	その他の電気設備	上記に分類されない照明設備、ハンドランプその他の電気設備等をいう。 電弧炉、電熱炉、電熱窯は炉、窯等に分類する。	
	36 人 力 機 械 工 具 等	361	人力クレーン等	チェンブロック、手巻きウインチ、ジャッキ等をいう。	
		362	人力運搬機	ねこ車、一輪車、自転車等をいう。	
		363	人力機械	上記の 361 又は 362 に分類されない手回しプレス、けとばしプレス、荷締機等をいう。	
		364	手工具	ハンマ、スパナ、レンチ、スコップ、ツルハシ、手ご、とび口等をいう。	
	37 用 具	371	はしご等	はしご等の上で作業を行う場合のように作業面としてのはしご、きゃたつ、踏台等を含む。	
		372	玉掛用具	玉掛用ロープ、チェーン等をいう。	

3. 小 分 類

(7/9)

大分類	中分類	小 分 類		説 明
		分類番号	分類項目	
		379	その他の用具	上記に分類されないロープ、万力、パレット等をいう。
	39 装 置、 設 備 その 他 の	391	その他の装置、 設備	上記 311～379 に含まれない冷凍設備、集じん設備、槽等をいう。 ガスストーブ等什器を含む。 タワー、タンク、サイロ、ビン、ピット等は化学設備である場合を除き、仮設物、構築物等に分類する。
4 仮設物、 建築物、 構築物等	41 仮設物、 建築物、 構築物等	411	足場	丸太足場、鋼管足場、わく組足場、うま足場、つり足場等をいう。
		412	支保工	型わく支保工、ずい道型わく支保工、土止め支保工、ずい道支保工等をいう。
		413	階段、棧橋	はしご道を含む。
		414	開口部	主として作業面としての分類である。
		415	屋根、はり、もや、けた、合掌	
		416	作業床、歩み板	
		417	通路	主として作業面としての分類である。
		418	建築物、構築物	建築物とは木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、組積造等の建築物（建築中、解体中も含む）、建造中の船舶等をいう。 構築物とは、えん堤、ずい道、橋梁、地下構築物、よう壁、タワー、サイロ、ビン、ピット、溝等をいう。
		419	その他の仮設物、建築物、構築物等	上記に分類されないものをいう。
5 物質、 材料	51 危険物・ 有害物等	511	爆発性の物等	労働安全衛生法施行令別表第1に示す爆発性の物、発火性の物、酸化性の物及びこれらに準ずる物をいう。 煙火、ダイナマイト等の火薬類を含む。 有害性による災害の場合は514に分類する。
		512	引火性の物	労働安全衛生法施行令別表第1に示す引火性の物及びこれらに準ずる物をいう。 有害性による災害の場合は514に分類する。

3. 小 分 類

(8/9)

大 分類	中 分類	小 分 類		説 明	
		分類 番号	分類項目		
		513	可燃性のガス	労働安全衛生法施行令別表第1に示す可燃性のガスをいう。 有害性による災害の場合は514に分類する。	
		514	有害物	特定化学物質障害予防規則に定める「特定化学物質」、有機溶剤中毒予防規則に定める「有機溶剤等」、鉛中毒予防規則に定める「鉛等、焼結鉛」、四アルキル鉛中毒予防規則に定める四アルキル鉛等をいう。 内燃機関・練炭、ガス機器等の使用により発生した一酸化炭素（工業用途で使用する場合を除く。）は519に分類する。	
		515	放射線	電離放射線障害防止規則に定める放射線をいう。	
		519	その他の危険物、有害物等	上記に分類されない危険物及び有害物をいう。 上記に分類されない労働安全衛生法第57条の2の規定に基づく通知対象物は、ここに分類する。	
	52	材 料	521	金属材料	板、棒、パイプ、型材、帯材、線材、ボルト、ナット、ねじ、釘、スクラップ等をいう。 熔融状態の金属を含む。
			522	木材・竹材	丸太、板、角材、合成材等をいう。
			523	石、砂、砂利	
			529	その他の材料	上記に分類されないガラス、陶磁器等をいう。
	6 荷	61 荷	611	荷姿のもの	コンテナ、箱もの、袋もの、ドラム缶等特定の荷姿のものをいう。 運搬のためたばねたものを含む。
			612	機械装置	特定の荷姿のものを除き、据え付け等のため運搬中の機械装置等をいう。
	7 環 境 等	71 環 境 等	711	地山、岩石	土砂崩壊、岩石の落下等によるものは、ここに分類する。
712			立木等	伐倒木を含む。	
713			水	海、川、池等のものをいう。	
714			異常環境等	潜函病、潜水病、高山病等異常気圧による障害をおこした環境その他酸素欠乏危険環境、騒音環境等をいう。	
715			高温・低温環境	高温又は低温の作業環境をいう。	

3. 小 分 類

(9/9)

大 分類	中 分類	小 分 類		説 明
		分類 番号	分類項目	
		719	その他の環境等	上記に分類されない動物、植物、風雪等をいう。
9 その他	91 その他の 起因物	911	その他の起因物	上記のいずれにも分類されない病原菌、細菌等をいう。
	92 起因物なし	921	起因物なし	
	99 分類不能	999	分類不能	

Ⅱ. 関係法令に基づく措置・管理一覧表（関係分抜粋）

表Ⅱ-1 安全衛生管理体制

法的規則		
種 別	対象業種／規 模	備 考
安全衛生協議会 （安衛法 30、 安衛則 635）	すべての現場に該当する（作業 員の人数の如何に関係なく設け る）	特定元方事業者及びすべての関 係請負人が参加する協議組織を 設置し、定期的に協議会を開催 すること

表Ⅱ-2 統括安全衛生責任者等の職務

職 務	対象事業場	職務の内容	関係規則
統括安全衛 生責任者 （統括安全 衛生責任者 の選任不要 の事業場は 事業者の職 務となる）	労働者の数が次に定め る事業場 1. ずい道等の建設の仕 事、橋梁の建設の仕 事のうち人口が集中 している地域内にお ける道路上若しくは 道路に隣接した場所 又は鉄道の軌道上若 しくは、軌道に隣接 した場所、並びに圧 気工法による作業を 行う仕事では常時 30 人以上 2. 上記以外の仕事では 常時 50 人以上	1. 協議組織の設置及び運営を行うこと 2. 作業間の連絡及び調整を行うこと 3. 作業場所を巡視すること 4. 関係請負人が行う労働者の安全又は 衛生のための教育に対する指導及び 援助を行うこと 5. 仕事の工程に関する計画及び作業場 所における機械、設備等の配置に関 する計画を作成するとともに、当該 機械、設備等を使用する作業に関し 関係請負人がこの法律又はこれに基 づく命令の規定に基づき講ずべき措 置についての指導を行うこと 6. 上記各号に掲げるもののほか、当該 労働災害を防止するため必要な事項 7. 元方安全衛生管理者を指揮すること	安衛法 15、30 安衛令 7 安衛則 18 の 3
元方安全衛 生管理者		上欄のうちの技術的事項の管理	安衛法 15 の 2
安全衛生責 任者	統括安全衛生責任者が 選任される事業場にお ける全下請業者	統括安全衛生責任者との連絡及び統括安 全衛生責任者から連絡を受けた事項の関 係者への連絡等	安衛法 16 安衛則 19
作業主任者	安衛令 6 条等に規定す る作業を行う場合 （表Ⅱ-3 参照）	1. 作業の方法を決定し、作業を直接指 揮すること 2. 器具及び工具を点検し、不良品を取 り除くこと 3. 要求性能墜落制止用器具及び保護帽 の使用状況を監視すること （作業主任者の種類により異なるも のがある）	安衛法 14 安衛令 6 安衛則 16
救護に関す る技術的事 項の管理者	ずい道 1,000m 以上、立 坑 50m 以上、圧気工法 0.1Mpa 以上の各工事	1. 救護に関する機械等の備え付け及び 管理、訓練を行うこと 2. 爆発、火災等に備えて、労働者の救 護に関し必要な事項を行うこと	安衛法 25 の 2、 安衛令 9 の 2、 安衛則 24 の 7、24 の 8

[付 表]

表Ⅱ-3 作業主任者を選任すべき作業（安衛令6）

(1/2)

選任配置すべき者	業 務 内 容	規則条文
高圧室内作業主任者	高圧室内作業（潜函工法その他の圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室又はシャフトの内部において行う作業）	高圧則 10
ガス溶接作業主任者	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則 314、315、316
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業	電離則 46、47
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業	電離則 52 の 2、52 の 3
木材加工用機械作業主任者	丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を5台以上有する事業場における当該機械による作業	安衛則 129、130
コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器を用いて行う破砕の作業	安衛則 321 の 3、321 の 4
地山の掘削作業主任者	掘削面の高さが 2m以上となる地山の掘削作業	安衛則 359、360
土止め支保工作業主任者	土止め支保工の切ばり又は腹おこしの取り付け又は取り外しの作業	安衛則 374、375
ずい道等の掘削等作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み、ずい道支保工の組立て、ロックボルトの取り付け又はコンクリート等の吹付けの作業	安衛則 383 の 2、383 の 3
ずい道等の覆工作業主任者	型枠支保工の組立て、移動、解体、コンクリートの打設等ずい道等の覆工作業	安衛則 383 の 4、383 の 5
採石のための掘削作業主任者	掘削面の高さが 2m以上となる岩石の採取のための掘削の作業	安衛則 403、404
はい作業主任者	高さが 2m以上のはいのはい付け又ははいくずしの作業	安衛則 428、429
型枠支保工の組立て等作業主任者	型枠支保工の組立て又は解体の作業	安衛則 246、247
足場の組立て等作業主任者	吊り足場、張出し足場又は高さが 5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	安衛則 565、566
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが 5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業	安衛則 517 の 4、517 の 5

[付 表]

表Ⅱ-3 作業主任者を選任すべき作業（安衛令6）

(2/2)

選任配置すべき者	業 務 内 容	規則条文
鋼橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設、解体又は変更の作業	安衛則 517 の 8、 517 の 9
木造建築物の組立て等作業主任者	軒高 5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地、外壁下地の取り付けの作業	安 衛 則 517 の 12、517 の 13
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ 5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業	安 衛 則 517 の 17、517 の 18
コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁の上部構造であって、コンクリート造のもの（その高さが5m以上であるもの又は当該上部構造のうち橋梁の支間が30m以上である部分に限る。）の架設又は変更の作業	安 衛 則 517 の 22、517 の 23
特定化学物質作業主任者	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業	特化則 27、28
鉛作業主任者	鉛業務に係る作業	鉛 則 33、34
第1種及び第2種酸素欠乏危険作業主任者	第1種及び第2種酸素欠乏危険場所における作業	酸欠則 11
有機溶剤作業責任者	屋内作業場、タンク等で有機溶剤とその含有量が混合物の重量の5%を超えるものを取り扱う作業	有機則 19、19 の 2
石綿作業主任者	石綿若しくは石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を取り扱う作業又は石綿等を試験研究のため製造する作業	安衛法 14 安衛令 6 の 23 石綿則 19、20

表Ⅱ-4 作業指揮者を選任すべき作業

(1/2)

業務の名称	業 務 内 容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械等を用いて行う作業（運行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則 151 の 4
車両系荷役運搬機械等修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取り外し作業	安衛則 151 の 15
不整地運搬車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で 100kg 以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	安衛則 151 の 48
構内運搬車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で 100kg 以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	安衛則 151 の 62
貨物自動車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で 100kg 以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	安衛則 151 の 70
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取り外しの作業	安衛則 165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	安衛則 171 の 3
杭打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	杭打機、杭抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	安衛則 190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	安衛則 194 の 10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装置若しくは取り外しの作業	安衛則 194 の 18
危険物取り扱い作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	安衛則 257
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（なお、免許が必要）	安衛則 319
電気発破作業指揮者	電気発破作業（なお、免許が必要）	安衛則 320
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	安衛則 350
ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管の吊り防護、受け防護等の防護の作業	安衛則 362
ずい道内ガス溶接作業指揮者	ずい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	安衛則 389 の 3

[付 表]

表Ⅱ-4 作業指揮者を選任すべき作業

(2/2)

業務の名称	業 務 内 容	規則条文
貨車の荷の積み卸し作業指揮者	一の荷で 100kg 以上のものを貨車に積み卸しする作業	安衛則 420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（なお、作業主任者の選任を要する作業を除く）	安衛則 529
天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等又はこれに近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業	ク則 30 の 2
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	ク則 33
移動式クレーンのジブの組立等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	ク則 75 の 2
デリックの組立て等作業指揮者	デリックの組立て又は解体の作業	ク則 118
エレベーター組立て等作業指揮者	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	ク則 153
建設用リフト組立て等作業指揮者	建設用リフトの組立て又は解体の作業	ク則 191

表Ⅱ－５ 就業制限に係る業務

1. 年少者の就業制限業務の範囲（建設業関係）

i. 重量物を取り扱う業務（年少規則第7条）

年齢及び性		重量（単位 kg）	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満 16 歳未満	女	12kg 以上	8kg 以上
	男	15kg 以上	10kg 以上
満 16 歳以上 満 18 歳未満	女	25kg 以上	15kg 以上
	男	30kg 以上	20kg 以上

ii. 年少者の就業制限の業務の範囲（年少規則第8条）

1. ボイラーの取り扱い業務
2. ボイラーの溶接業務
3. クレーン、デリック又は揚貨装置の運転の業務
5. 最大積載荷重が 2 t 以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベーター又は、高さが 15m 以上のコンクリート用エレベーターの運転の業務
6. 動力により駆動される軌条運輸機関、乗合自動車又は最大積載量が 2 t 以上の貨物自動車の運転の業務
7. 動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト及びエアホイストを除く）、運搬機又は索道の運転の業務
8. 直流にあつては 750V を、交流にあつては 300V を超える電圧の充電電路又はその支持物の点検、修理又は操作の業務
9. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務
10. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛け業務（2 人以上の者によって行う玉掛け業務における補助作業の業務を除く）
12. 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
14. 直径 25cm 以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤、その他反ぱつにより労働者が危害を受けるおそれのないものを除く）又はこの車の直径が 75cm 以上の帯のこ盤に木材を送給する業務
16. 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務
17. 軌道内であつて、ずい道内の場所、見通し距離が 400m 以内の場所又は車両の通行が頻繁な場所において単独で行う業務
21. 手押しかな盤又は単軸面取り盤の取り扱い業務
22. 岩石又は鉱物の破碎機、又は破碎機に材料を送給する業務
23. 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが 5m 以上の地穴における業務
24. 高さが 5m 以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのある所における業務
25. 足場の組立、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く）
26. 胸高直径 35cm 以上の立木の伐採業務
28. 火薬、爆薬又は火工品を製造し、又は取り扱う業務で、爆発のおそれのあるもの
29. 危険物（労働安全衛生法施行令別表第 1 に掲げる爆発性の物、発火性の物、酸化性の物、引火性の物又は可燃性ガス）を製造し、又は取り扱う業務で、爆発、発火又は引火のおそれのあるもの
31. 圧縮ガス又は液化ガスを製造し、又は用いる業務
34. 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
36. 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
37. 多量の低音物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
38. 異常気圧下における業務
39. さく岩機、びょう打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務
40. 強烈な騒音を発する場所における業務
46. 前項に掲げるもののほか、厚生労働大臣が別に定める業務

（注） 関係法 労働基準法第 62 条及び 63 条

2. 女性の就業制限業務の範囲（建設業関係）

(1/3)

女性労働基準規則第2条第1項			就業制限の内容		
			妊婦	産婦	その他
1. 重量物を取り扱う業務			×	×	×
年 齢	重量（単位 kg）				
	断続作業の場合	継続作業の場合			
満 16 歳未満	12kg 以上	8kg 以上			
満 16 歳以上 満 18 歳未満	25kg 以上	15kg 以上			
満 18 歳以上	30kg 以上	20kg 以上			
2. ボイラーの取り扱い業務			×	△	○
3. ボイラー溶接業務			×	△	○
4. 吊り上げ荷重が 5 t 以上のクレーン若しくはデリック又は制限荷重が 5 t 以上の揚貨装置の運転業務			×	△	○
5. 運転中の原動機又は原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理又はベルトの掛換えの業務			×	△	○
6. クレーン、デリック又は揚貨装置の玉掛け業務（2 人以上の者によって行う玉掛け業務における補助作業の業務を除く）			×	△	○
7. 動力により駆動される土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転業務			×	△	○
8. 直径 25cm 以上の丸のこ盤（横切用丸のこ盤及び自動送り装置を有する丸のこ盤を除く）又はのこ車の直径 75cm 以上の帯のこ盤（自動送り装置を有する帯のこ盤を除く）に木材を送給する業務			×	△	○
9. 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結又は解放の業務			×	△	○
12. 岩石又は鉱物の破砕機、又は粉砕機に材料を送給する業務			×	△	○
13. 土砂が崩壊するおそれのある場所又は深さが 5m 以上の地穴における業務			×	○	○
14. 高さが 5m 以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのある所における業務			×	○	○
15. 足場の組立て、解体又は変更の業務（地上又は床上における補助作業の業務を除く）			×	△	○
16. 胸高直径が 35cm 以上の立木の伐採業務			×	△	○
17. 機械集材装置、運材索道等を用いて行う木材の搬出業務			×	△	○

2. 女性の就業制限業務の範囲（建設業関係）

(2/3)

女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容																													
	妊婦	産婦	その他																											
18. (1)に掲げる有害物を発散する場所において行われる(2)に掲げる業務 (1)対象有害物（26物質） [特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの] <table border="1"> <tr> <td>塩素化ビフェニル（PCB）</td> <td>塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る）</td> </tr> <tr> <td>アクリルアミド</td> <td>スチレン</td> </tr> <tr> <td>エチルベンゼン</td> <td>テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）</td> </tr> <tr> <td>エチレンイミン</td> <td>トリクロロエチレン</td> </tr> <tr> <td>エチレンオキシド</td> <td>砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）</td> </tr> <tr> <td>カドミウム化合物</td> <td>ベータプロピオラクトン</td> </tr> <tr> <td>クロム酸塩</td> <td>ペンタクロルフェノール（PCP）若しくはそのナトリウム塩</td> </tr> <tr> <td>五酸化バナジウム</td> <td>マンガン</td> </tr> <tr> <td>水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）</td> <td></td> </tr> </table> [鉛中毒予防規則の適用を受けているもの] <table border="1"> <tr> <td>鉛及び鉛化合物</td> </tr> </table> [有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの] <table border="1"> <tr> <td>エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）</td> <td>N, N-ジメチルホルムアミド</td> </tr> <tr> <td>エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）</td> <td>トルエン</td> </tr> <tr> <td>エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）</td> <td>二硫化炭素</td> </tr> <tr> <td>キシレン</td> <td>メタノール</td> </tr> </table> (2)対象業務 ①労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場での業務 ②タンク内、船倉内での業務など、規制対象となる化学物質の蒸気や粉じんの発散が著しく、呼吸用保護具の着用が義務づけられている業務	塩素化ビフェニル（PCB）	塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る）	アクリルアミド	スチレン	エチルベンゼン	テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）	エチレンイミン	トリクロロエチレン	エチレンオキシド	砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）	カドミウム化合物	ベータプロピオラクトン	クロム酸塩	ペンタクロルフェノール（PCP）若しくはそのナトリウム塩	五酸化バナジウム	マンガン	水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）		鉛及び鉛化合物	エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）	N, N-ジメチルホルムアミド	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	トルエン	エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）	二硫化炭素	キシレン	メタノール	×	×	×
塩素化ビフェニル（PCB）	塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状の物に限る）																													
アクリルアミド	スチレン																													
エチルベンゼン	テトラクロロエチレン（パークロロエチレン）																													
エチレンイミン	トリクロロエチレン																													
エチレンオキシド	砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く）																													
カドミウム化合物	ベータプロピオラクトン																													
クロム酸塩	ペンタクロルフェノール（PCP）若しくはそのナトリウム塩																													
五酸化バナジウム	マンガン																													
水銀若しくはその無機化合物（硫化水銀を除く）																														
鉛及び鉛化合物																														
エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）	N, N-ジメチルホルムアミド																													
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）	トルエン																													
エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）	二硫化炭素																													
キシレン	メタノール																													
19. 多量な高熱物体を取り扱う業務	×	△	○																											
20. 著しく暑熱な場所における業務	×	△	○																											
21. 多量な低温物体を取り扱う業務	×	△	○																											
22. 著しく寒冷な場所における業務	×	△	○																											

2. 女性の就業制限業務の範囲（建設業関係）

(3/3)

女性労働基準規則第2条第1項	就業制限の内容		
	妊婦	産婦	その他
23. 異常気圧下における業務	×	△	○
24. さく岩機、びょう打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○
(注1) ×……………女性を就かせてはならない業務 △……………女性が申し出た場合就かせてはならない業務 ○……………女性を就かせてもさしつかえない業務 (注2) 関係法 労働基準法第64条の2から68条			

[付 表]

表Ⅱ-6 監視人の配置を必要とする作業

該 当 箇 所	規則条文
車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落防止（誘導者）	安衛則 151 の 6 157
車両系荷役運搬機械等又はその荷の接触防止（誘導者）	安衛則 151 の 7 158
高所作業車の作業床への搭乗制限等（誘導者）	安衛則 194 の 20
ずい道等の内部における動力車による後押し運転（誘導者）	安衛則 224
停電作業を行う場合	安衛則 339
特別高圧活線近接作業	安衛則 345
架空電線等近接の工作物の建設、解体、点検、修理、塗装等の作業、杭打（抜）機、移動式クレーンを使用する作業のうち、電路に絶縁用防護具の装着が困難な場合	安衛則 349
明り掘削において、運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）	安衛則 365
ずい道建設において、運搬機械等が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）	安衛則 365、388
採石作業において、運搬機械等の運搬経路の補修、保持の作業を行うとき	安衛則 413
採石作業において、やむを得ず運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工の作業を行うとき	安衛則 414
採石作業で、運搬機械が後進して作業箇所に接近するとき、又は転落のおそれがあるとき（誘導者）	安衛則 416
3m以上の高所から物体を投下するとき	安衛則 536
道路と交わる軌道で車両を使用するとき	安衛則 550
軌道上又は軌道近接作業	安衛則 554
土石流危険河川において降雨があったことにより、土石流が発生するおそれがあるとき	安衛則 575 の 12
酸素欠乏危険作業	酸欠則 13
ずい道建設における、ずい道等の内部の火気又はアークの使用状況の監視及び残火の始末の確認（防火担当者）	安衛則 389 の 4

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(2/9)

	区 分	点 検 項 目	関係条文
足場・通路等組立・解体及び使用時の点検	足場使用時の点検	吊り足場 a. 吊り具の強度は適当であるか(ワイヤロープ、チェーン等) b. 作業床の幅は40cm以上で、床材間の隙間はないか c. 床材は、脱落又は転位しないように足場桁等に取り付けてあるか d. 足場の動揺・転位防止措置はよいか e. 足場上での脚立・はしごの使用禁止は守られているか f. 高さ、深さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、昇降設備は設けてあるか	安衛則 574 安衛則 562 安衛則 655 安衛則 574 安衛則 574 安衛則 574 安衛則 575 安衛則 526 安衛則 653
	架設通路	a. 丈夫な構造であるか b. 勾配は30°以下であるか c. 勾配が15°を超えるものは踏さん、その他の滑り止めを設けているか d. 手すり等及び中さん等を設けているか e. 高さ8m以上の登り栈橋には、7m以内毎に踊場を設けているか f. 立坑内で架設通路の長さが15m以上あるものは、10m以内毎に踊場を設けているか g. 作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取り外す場合の措置は講じているか	安衛則 552 安衛則 654 安衛則 552 安衛則 552 安衛則 552 安衛則 552 安衛則 552 安衛則 552
簡易足場使用時の点検	脚立足場	a. 丈夫な構造であるか b. 脚立に滑り止めはあるか c. 脚と水平面との角度は75°以下であるか d. 開き止め金具はよいか e. うまの単独使用はしていないか(路面のないものをうまという。) f. 足場板の敷並べは3点以上の支持とし、2点支持の場合は2枚重ねとしてゴムバンド等で固定し、高さは2m未満で使用しているか	安衛則 528 安衛則 528 安衛則 528 安衛則 528 安衛則 563
	移動式足場	a. 高さが2m以上の作業床に手すり等又は中さん等を設けているか b. 作業床の隙間は3cm以下であるか c. 作業員が乗ったまま移動していないか d. ストッパー(車止め)を完全に設置して使用しているか e. 高さ、深さが1.5mを超える箇所で作業を行う場合は、昇降設備を設けてあるか	安衛則 519 安衛則 552 安衛則 563 安衛則 655 安衛則 526 安衛則 653

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(3/9)

	区 分	点 検 項 目	関係条文
簡易足場使用時の点検	はしご	a. 丈夫な構造であるか b. 材料は著しい損傷・腐食をしていないか c. 幅は 30cm 以上あるか（踏さんの間隔は 25cm 以上 35cm 以下で、等間隔が望ましい） d. 滑り止め装置の取り付け、その他転位防止装置をしているか e. はしごの上端が床から 60cm 以上突き出しているか f. 踏さんと壁との間に適当な間隔が保たれているか	安衛則 527 安衛則 527 安衛則 527 安衛則 527 安衛則 556 安衛則 556
開口部ピット等の点検		a. 高さ又は深さが 2m 以上の開口部等に囲い、手すり等、覆い等が設けられているか b. 開口部等には蓋をするとともに、蓋は十分な強度を有するもので、滑動防止の措置は講じてあるか c. リフト等の取込口には、手すりを取り付けてあるか（電路しゃ断式防護柵取り付けが望ましい）	安 衛 則 519、 563、653
親網	親網	a. 必要な取付設備はあるか（タラップ、フック、その他の取付金具） b. 取付状態はよいか（固定、たるみ） c. 材料の十分な強度があるか d. 要求性能墜落制止用器具は使い易いように設置されているか e. 高さ・深さが 2m を超える切ばり等を点検通路等に使用する場合、親網を設けているか	安衛則 521 安衛則 521
要求性能墜落制止用器具・安全ネット等	要求性能墜落制止用器具	a. 検定合格品を使用しているか b. 高さ・深さが 2m 以上の箇所墜落のおそれのある箇所において、作業床・囲い・手すり・覆い・防網等を設置できない場合には要求性能墜落制止用器具を使用しているか ※ 要求性能墜落制止用器具の使用を必要とする作業（参考例） <ul style="list-style-type: none"> ・ 開口部における荷上げ・荷降ろし作業、及び防護設備の取り付け・取り外し作業 ・ 足場の組立・解体、及び鉄骨組立・解体作業 ・ 一側足場における作業 ・ 点検のため切ばり上を歩行する場合 ・ 足場等において、手すりを取り外して行う作業 ・ 崖・屋根等の作業 ・ 高所作業車の作業床上での作業 ・ 酸素欠乏危険箇所での作業 	安衛令 13 安 衛 則 360、 375、383 の 3、 517 の 5、517 の 9、517 の 13、 518、519、520、 521、564

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(4/9)

	区 分	点 検 項 目	関係条文
	安全ネット	a. 人体に影響がない落差に設置しているか b. 張り方はよいか（たるみ、張りすぎ、間隔、重ね、緊結） c. 網の損傷はないか	安衛則 518、519 安衛則 518、519 安衛則 518、519
要求性能墜落制止用器具・安全ネット等の点検	落下物の防護	a. 高所からの物体投下による危険の防止 (1) 3m以上の高所から物を投下する場合、投下設備は設けられているか b. 物体の飛来・落下による危険の防止 (1) 作業のため物体が飛来・落下するおそれのある箇所に防網設備を設けているか (2) 柵又はロープ等で区域を囲い、危険であることを表示して、必要により監視人を配置し、立入禁止の措置をしているか (3) 防網（シート）等の張り方は適切か、防護柵（朝顔）等の設置方法は適切か (4) 足場の通路等、落ち易い箇所の不要物を置いていないか、また必要な物の仮置きは、緊結や箱・袋の収納等の配慮がなされているか (5) 足場や通路、床、開口部の端に高さ 10cm 以上の幅木、メッシュシートもしくは防網が設けられているか (6) 上下作業の連絡調整を行っているか	安衛則 536 安衛則 537、538 安衛則 537 安衛則 563
型枠支保工組立・解体時の点検		a. 支保工材料に不良材が使われていないか b. 部材の配置、接合の方法及び寸法が示された組立図に基づき組立られているか c. 型枠支保工の組立・解体作業は作業主任者の直接指揮により行われているか d. 型枠支保工の組立・解体作業では、関係者以外の立入禁止措置を講じてあるか e. 型枠支保工組立・解体作業については、器具・工具の上げ下げに吊り網・吊り袋等を使用しているか f. 支柱の沈下・滑動を防止するため、コンクリート打設・杭打込み等、脚部の固定・根がらみの措置はよいか g. 支柱の継手は突合せ・差し込みとし、鋼材と鋼材の接続交さ部はボルト・クランプ等の金具を用いて緊結してあるか h. H型鋼又はI型鋼を大引き、敷角等の水平材として用いる場合は、H型鋼等と支柱、ジャッキ等とが接続する箇所に集中荷重が作用することにより、H形鋼等の断面が変形するおそれのあるときは、この接続する箇所に補強材を取り付けているか i. H形鋼又はI形鋼を支柱として用いるものにおいて、梁又は大引きを上端に載せるときは、この上端に鋼製の端板を取り付け、これを梁又は大引きに固定しているか	安衛則 237 安衛則 240 安衛則 246 安衛則 247 安衛則 245 安衛則 245 安衛則 242 安衛則 646 安衛則 242 安衛則 646 安衛則 242 安衛則 646

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(5/9)

区 分	点 検 項 目	関係条文																					
土止め支保工組立・解体時の点検	<p>a. 支保工材料には、不良材が使われていないか</p> <p>b. 支保工は組立図に基づいて（矢板・杭・背板・腹起し・切ばり等の部材の配置寸法・材質・取り付けの時期及び順序明示）組立てられているか</p> <p>c. 土止め支保工の組立・解体作業は、土止め支保工作業主任者の直接指揮により行われているか</p> <p>d. 切ばり・腹起しはブラケットを矢板に溶接、又はボルト付けして、確実に取り付けられているか</p> <p>e. 圧縮材の継手は、突合せ継手となっているか</p> <p>f. 切ばり等の接続部及び交さ部は、当板をあててボルトにより緊結し、溶接により接合する等の方法で堅固になっているか</p> <p>g. 中間支持柱がある場合ブラケット等を溶接し、これに切ばりを乗せ、ボルトにより締め付ける等、確実に取り付けられているか</p> <p>h. 切ばりを建築物の柱等部材以外の物により支持する場合、支持物の強度を十分確認しているか</p> <p>i. 支保工の作業に関係ない作業員が立入っていないか</p> <p>j. 材料・器具・工具の上げ下げについて、吊り網・吊り袋等を使用しているか</p> <p>k. 7日以内毎、又は中震以上の地震・大雨の後の点検と補修をしてあるか（矢板・背板・腹起し、切ばり等部材の補修・変形・腐食の有無、切ばり等部材の接続部・取付部及び交さ部の状態の点検）</p>	<p>安衛則 368</p> <p>安衛則 370</p> <p>安衛則 374 安衛則 375</p> <p>安衛則 371</p> <p>安衛則 371</p> <p>安衛則 371</p> <p>安衛則 371</p> <p>安衛則 372</p> <p>安衛則 372</p> <p>安衛則 373</p>																					
掘削時の点検	<p>a. 掘削開始前の調査、作業開始前、大雨、中震以上の地震、発破後の点検記録はあるか</p> <p>b. 手掘り掘削面の勾配は安全か</p> <p>※手掘り勾配の基準</p> <table border="1" data-bbox="454 1458 1126 1760" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">地山の種類</th> <th style="text-align: center;">掘削面の高さ</th> <th style="text-align: center;">勾 配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">岩盤または堅い粘土</td> <td style="text-align: center;">5m未満</td> <td style="text-align: center;">90° 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5m以上</td> <td style="text-align: center;">75° 以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">その他の地山</td> <td style="text-align: center;">2m未満</td> <td style="text-align: center;">90° 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2m以上 5m未満</td> <td style="text-align: center;">75° 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5m以上</td> <td style="text-align: center;">60° 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">砂からなる地山</td> <td style="text-align: center;">5m未満（5m以上は掘削禁止）</td> <td style="text-align: center;">35° 以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">発破等で崩れやすい地山</td> <td style="text-align: center;">2m未満（2m以上は掘削禁止）</td> <td style="text-align: center;">45° 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>c. 深さ 2m 以上の掘削作業は、作業主任者の直接指揮により行われているか</p> <p>d. すかし掘りを行っていないか</p> <p>e. 雨水・地下水で地盤が緩んでいないか、また排水設備は十分か</p>	地山の種類	掘削面の高さ	勾 配	岩盤または堅い粘土	5m未満	90° 以下	5m以上	75° 以下	その他の地山	2m未満	90° 以下	2m以上 5m未満	75° 以下	5m以上	60° 以下	砂からなる地山	5m未満（5m以上は掘削禁止）	35° 以下	発破等で崩れやすい地山	2m未満（2m以上は掘削禁止）	45° 以下	<p>安衛則 355 安衛則 358 安衛則 356 安衛則 357</p> <p>安衛則 359 安衛則 360 安衛則 356、534 安衛則 358 安衛則 534</p>
地山の種類	掘削面の高さ	勾 配																					
岩盤または堅い粘土	5m未満	90° 以下																					
	5m以上	75° 以下																					
その他の地山	2m未満	90° 以下																					
	2m以上 5m未満	75° 以下																					
	5m以上	60° 以下																					
砂からなる地山	5m未満（5m以上は掘削禁止）	35° 以下																					
発破等で崩れやすい地山	2m未満（2m以上は掘削禁止）	45° 以下																					

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(6/9)

	区 分	点 検 項 目	関係条文	
掘削時の点検		f. 浮石等、崩壊しやすい表土等、事前に危険を防止するための措置が講じられているか g. 掘削箇所付近の埋設物・れんが壁・ブロック塀等、損壊による危険防止（控え、やらず）措置はよいか h. ガス導管等の防護及び移設は、作業指揮者の直接指揮で行われているか i. 地山の崩壊又は土石落下防止の土止め支保工防護網、立入禁止の措置はよいか j. 異常時の退避に備え、統一合図や警報・退避路を決めているか k. 根切肩に不要な重量物はないか	安衛則 361、534 安衛則 362 安衛則 361	
	作業構台の組立・解体・使用時の点検		a. 部材の配置・寸法の明示された組立図に基づき組立てられているか b. 使用材に不良材はないか c. 最大積載荷量の表示とその厳守がなされているか d. 敷角・敷板・根入れ等による支柱の滑動・沈下の防止は十分であるか e. 緊結金具（クランプ）、ボルト固定による接続部・取付部の変位・脱落の防止は十分か f. 作業構台の組立・解体作業は、作業指揮者の直接指揮により行われているか g. 作業構台の組立・解体作業は、関係労働者以外の立入禁止措置を講じてあるか h. 作業構台の組立・解体作業には、材料・器具・工具の上げ下げに吊り網・吊り袋等を使用しているか i. ダンプ等車両の転落を防止するため、車止め等の措置がしてあるか j. 悪天候・大雨・中震以上の地震・組立変更後の始業点検と補修はしてあるか（支柱・梁等の損傷・滑動・沈下・床材の損傷・取付部の状態・緊結部・接続部・取付部・緊結材・緊結金具・水平つなぎ・筋かい・手すり等及び中さん等の状態） k. 特に乗入れ構台については、根入れ、根がらみ、水平つなぎ等の補強材は十分であるか l. 点検結果及び点検結果に基づき補修等を行った場合はその内容も記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しているか	安衛則 575 の 5 安衛則 575 の 2、655 の 2 安衛則 575 の 4 安衛則 575 の 6、655 の 2 安衛則 575 の 6、655 の 2 安衛則 529 安衛則 575 の 7 安衛則 575 の 7 安衛則 575 の 8、655 の 2 安衛則 575 の 3、655 の 2

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(7/9)

	区 分	点 検 項 目	関係条文
感 電 災 害 の 防 止	活線近接作業	a. 充電電路部分に絶縁用防具（絶縁管等）が装着してあるか b. 作業指揮者・監視人は配置されているか c. 架空電線と鋼管足場等の接触防止措置はよいか d. 活線作業において絶縁用保護具等を使用しているか	安衛則 341 安衛則 342 安衛則 347～349 安衛則 349 安衛則 350 安衛則 570 安衛則 341 安衛則 343
	配電盤・分電盤・電気機器	a. 床上・路上配線に危険はないか（仮設電線及び移動電線は不可） b. 分電盤の位置はよいか、扉を開け放しにしていないか c. 分電盤内スイッチからの行先表示は用途区分を明示してあるか d. E.L.B（感電防止用漏電しゃ断器）の取付状況はよいか、日常点検はしているか e. 配線・スイッチ・コンセント・コネクタ等に損傷はないか f. アースの取付状況はよいか g. 電球のガードの取付状況はよいか h. 電気機器の操作部分には必要な照度を確保しているか	安衛則 338 安衛則 333 安衛則 352 安衛則 649 安衛則 336 安衛則 337 安衛則 352 安衛則 333 安衛則 352 安衛則 649 安衛則 330 安衛則 335
	アーク溶接	a. 交流アーク溶接機に自動電撃防止装置が取り付けられ、有効に使用されているか b. 溶接棒ホルダーの絶縁部に破損はないか c. 溶接機の露出充電部は絶縁装置を備えているか	安衛則 332 安衛則 352 安衛則 648 安衛則 331 安衛則 352 安衛則 329 安衛則 353

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(8/9)

	区 分	点 検 項 目	関係条文								
火 災 ・ 爆 発 の 防 止	火 気 管 理	a. 作業中・歩行中の喫煙者はいないか、吸殻を投げ捨てて はいないか	安衛則 291								
		b. 喫煙場所は管理されているか（灰皿等の設置）	安衛則 291								
		c. 火たき場・湯沸し・暖房設備等は管理されているか（火 気使用場所の火災防止）	安衛則 291								
		d. 高気圧室内作業で火気の持込み・使用禁止とその掲示は 行われているか	高圧則 25 の 2								
		e. 火薬類の保管・取り扱いは適切か	火取法 30、32								
		f. 発破作業に作業指揮者は配置されているか	安衛則 319 安衛則 320								
火 災 ・ 爆 発 の 防 止	消 火 設 備	a. 消火器は予想される火災の種類に適応したもので、必要 な数量が用意され適切に管理されているか（配置状況、 検査状況を含む）	安衛則 289								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>火災の種類</th> <th>適応する消火器の種類(色マーク)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通火災（A火災）</td> <td>白 色</td> </tr> <tr> <td>油 火 災（B火災）</td> <td>黄 色</td> </tr> <tr> <td>電気火災（C火災）</td> <td>青 色</td> </tr> </tbody> </table>		火災の種類	適応する消火器の種類(色マーク)	普通火災（A火災）	白 色	油 火 災（B火災）	黄 色	電気火災（C火災）	青 色
		火災の種類	適応する消火器の種類(色マーク)								
		普通火災（A火災）	白 色								
		油 火 災（B火災）	黄 色								
		電気火災（C火災）	青 色								
b. 防火管理者を選任しているか	消防法 8										
a. ボンベは空・充の区別をしているか	安衛則 263										
b. ボンベの置き場所・置き方・運搬方法は安全か	安衛則 263										
c. 容器の温度は 40℃以下にしているか	安衛則 263										
d. 溶接（溶断）作業の方法は適切か、火花の飛散防止措置 は講じられているか	安衛則 262 安衛則 279 安衛則 285										
ガ ス 等	メ タ ン	a. 通風・換気の措置はよいか	安衛則 261								
		b. 可燃性ガスの有無を測定しているか	安衛則 381 安衛則 382 の 2								
含 む 危 険 物	可 燃 物 を	a. ガソリン・灯油・油脂・塗料・接着剤等の引火性物品の 管理はよいか、近くで火気を使用していないか	安衛則 256								
		b. 貯蔵（保管）数量に問題はないか									
		c. 危険物の取り扱いに作業指揮者が配置されているか	消防法 10 安衛則 257								
交 通 災 害 の 防 止	交 通 車 両	a. 関係者との打合せ及び車両の把握は十分か									
		b. 貨物自動車（最大積載量 5 t 以上）の昇降設備はよいか	安衛則 151 の 67								
		c. 点検整備記録はよいか									
		d. ダンプ・ミキサー車等の運転者の管理状況はよいか	道車法 47～49								
		e. 作業場出入口の指定及び誘導者の配置は適切か									
		f. 積載・積降し方法（不適格なロープの使用、中抜き禁 止、荷台への乗車制限）はよいか									

表Ⅱ-7 工事に関する法令上の点検項目

(9/9)

	区 分	点 検 項 目	関係条文
交通災害の防止	路上作業等	a. 仮囲い等の設置はよいか b. 第三者への落下物に対する防護措置はよいか c. 工事場所の区分及び表示はよいか d. 路面の整備状況はよいか e. 夜間の照明は十分か f. 歩行者の安全通路は確保してあるか g. 覆工板を取り外して材料等を搬入する場合の措置はよいか	建基令 136 の 2 の 20 公災防 29 建基令 136 の 5 公災防 31 公災防 15 公災防 26 公災防 24 公災防 27 公災防 57
	地下埋設物 ・その他	a. 埋設物の調査・確認及び掘削時における防護設備は適切か b. 騒音・振動対策はよいか c. 排水処理対策はよいか d. 産業廃棄物の処理はよいか e. 地盤沈下対策はよいか	公災防 42、44
職場環境の改善	照明	a. 明るさは適切か（精密作業 300 ルクス以上、普通の作業 150 ルクス以上、粗な作業 70 ルクス以上）明るさにムラはないか、まぶしくないか	安衛則 604 安衛則 605
	換気	a. 有害ガス・蒸気・石綿等の除去作業に対し換気は適切か	安衛則 577 安衛則 601 安衛則 602 安衛則 603 有機則 5、6 特化則 3、4、5 酸欠則 5 石綿則 12、16、17、18
	粉じん対策	a. 注水その他、粉じん飛散防止の措置・換気装置は適切か b. 石綿含有物等の解体の方法は適切か（石綿等を湿潤な状態としているか）	安衛則 582 粉じん則 5、6 石綿則 12、13
	その他	（振動工具作業対策） a. 工具の選定・作業時間の管理は適切か	
（酸素欠乏等危険防止対策） a. 作業開始前、酸素・硫化水素の濃度を測定し、記録しているか		酸欠則 3	
（清潔） a. 便所・詰所・休憩所等は清潔にしているか		安衛則 619 ～628	

表Ⅱ—8 機械設備に関する法令上の自主検査項目

(1/5)

機械設備	始業点検査項目	1箇月以内毎定期 自主検査該当項目	1年以内毎に 該当項目
クレーン	1. 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラの機能 2. ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態 3. ワイヤロープの通っている箇所の状態 (ク則 36)	1. 巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無 2. ワイヤロープ及び吊りチェーンの損傷の有無 3. フック、グラブバケット等の吊り具の損傷の有無 4. 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラの異常の有無 5. ケーブルクレーンにあっては、メインロープ、レールロープ及びガイドロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態 (ク則 35)	各部分のほか荷重試験 (ク則 34)
移動式クレーン	1. 巻過防止装置、過負荷警報装置その他の警報装置の機能 2. ブレーキ、クラッチ及びコントローラの機能 (ク則 78)	1. 巻過防止装置、その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無 2. ワイヤロープ及び吊りチェーン損傷の有無 3. フック、グラブバケット等の吊り具の損傷の有無 4. 配線、配電盤及びコントローラの異常の有無 (ク則 77)	各部分のほか荷重試験 (ク則 76)
玉掛用具	クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、吊りチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具の異常の有無 (ク則 220)		

表Ⅱ-8 機械設備に関する法令上の自主検査項目

(2/5)

機械設備	始業点検該当項目	1箇月以内毎定期 自主検査該当項目	1年以内毎に 該 当 項 目
車両系建設機械 (自走式の杭打ち・杭抜き機を含む)	1. ブレーキ及びクラッチの機能 (安衛則 170)	1. ブレーキ、クラッチ、操作装置及び作業装置の異常の有無 2. ワイヤロープ及びチェーンの損傷の有無 3. バケット、ジッパ等の損傷の有無 (安衛則 168)	1. 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無 2. クラッチ、トランスミッション、プロペラシャフト、デファレンシャルその他動力伝達装置の異常の有無 3. 起動輪、遊動輪、上下転輪、履帯、タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無 4. かじ取り車輪の左右の回転角度、ナックル、ロッド、アームその他操縦装置の異常の有無 5. 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシューその他ブレーキの異常の有無 6. ブレード、ブーム、リンク機構、バケット、ワイヤロープその他作業装置の異常の有無 7. 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無 8. 電圧、電流その他電気系統の異常の有無 9. 車体、操作装置、ヘッドガード、バックストッパー、昇降装置、ロック装置、警報装置、方向指示器、灯火装置及び計器の異常の有無 (安衛則 167、169 の 2)

表Ⅱ－8 機械設備に関する法令上の自主検査項目

(3/5)

機械設備	始業点検該当項目	1箇月以内毎 定期自主検査 該 当 項 目	1年以内毎に該当項目
杭打機 杭 抜機又は ボーリン グマシン (組立て たとき)	1. 機体の緊結部のゆるみ 及び損傷の有無 2. 巻上げ用ワイヤロー プ、みぞ車及び滑車装 置の取付状態 3. 巻上げ装置のブレーキ 及び歯止め装置の機能 4. ウインチの据付状態 5. 控えて頂部を安定させ る杭打機又は杭抜機に あつては控えのとり方 及び固定の状態 (安衛則 192)		
レシーバ ー(第二種 圧力容器)			1. 本体の損傷の有無 2. ふたの締付ボルトの摩耗の有無 3. 管及び弁の損傷の有無(ボ則 88)
局所排気 装置	1. ダクト及び排風機にお ける、じんあいのたい 積状態 2. ダクトの接続部におけ る緩みの有無 3. 吸気及び排気的能力 4. 性能を保持するため必 要な事項 (有機則 22)		1. フード、ダクト及びファンの摩 耗、腐食、くぼみ、その他損傷 の有無及びその程度 2. ダクト及び排風機におけるじん あいのたい積状態 3. 排風機の注油状態 4. ダクトの接続部における緩みの 有無 5. 電動機とファンを連結するベル トの作動状態 6. 吸気及び排気的能力 7. 性能を保持するため必要な事項 (有機則 20)
高圧室	次に掲げる設備について、それぞれ該当する期間毎に1回以上点検を行う。		
整 備 区 分		期 間	
送気管、排気管、通話装置		1日	
作業室及び気閘室への送気を調節するためのバルブ・コック		1日	
作業室及び気閘室からの排気を調節するためのバルブ・コック		1日	
作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機に附属する冷却装置		1日	
避難用具等		1日	
自動警報装置		1週	
作業室及び気閘室へ送気するための空気圧縮機		1週	
圧力計		1月	
空気を清浄にするための装置		1月	
潜函、潜鐘、圧気シールド等に設けられた電路		1月	
*点検記録は3年間保存すること			(高圧則 22)

表Ⅱ—8 機械設備に関する法令上の自主検査項目

(4/5)

機械設備	始業点検該当項目		1箇月以内毎定期 自主検査該当項目	1年以内毎に 該 当 項 目
電気機械器具	種 別	点検事項	※6箇月毎に1回検査 記録は3年間保存する 1. 絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置、活線作業器具の絶縁性能（交流で低圧300V以上のみ） （安衛則 351） ※点検→毎月1回以上 1. 電気機械器具の囲い及び絶縁覆い （安衛則 353）	
	溶接棒等のホルダー	絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無		
	交流アーク溶接機用自動電撃防止装置・感電防止用漏電しゃ断装置	作動状態		
	電動機械器具の接地	接地線の切断、接地極の浮き上がり等の異常の有無		
	移動電線及びこれに附属する接続器具	被覆又は外装の損害の有無		
	検電器具	検電性能		
	短絡接地器具	取付金具及び接地導線の損傷の有無		
	絶縁用保護具・絶縁用防具・活線作業装置・活線作業用器具	ひび、割れ、破れその他損傷の有無及び乾燥状態		
（安衛則 352）				
危険物	1. 設備、附属設備の点検 2. 設備、及び付属設備がある場所の温度、湿度、遮光、換気の状態 3. 危険物取り扱い状況 （安衛則 257）			

表Ⅱ—8 機械設備に関する法令上の自主検査項目

(5/5)

機械設備	始業点検該当項目	1箇月以内毎定期 自主検査該当項目	1年以内毎に 該 当 項 目
局所排気装置、プッシュアップ型換気装置及び除塵装置（石綿等に係るものに限る）		局所排気装置 プッシュアップ型換気装置 除塵装置 労働者が健康障害を受けることを予防するための装置 （石綿則 20）	[局所排気装置及びプッシュアップ型換気装置] 1. フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみ、その他損傷の有無及びその程度 2. ダクト及び排風機におけるじんあいのたい積状態 3. ダクトの接続部における緩みの有無 4. 電動機とファンを連結するベルトの作動状態 5. 送気、吸気及び排気的能力 6. 1～5 に掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項 [除塵装置] 1. 構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度 2. 当該装置内におけるじんあいのたい積状態 3. ろ過除塵方式の除塵装置にあっては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無 4. 処理能力 5. 1～4 までに掲げるもののほか、性能を保持するため必要な事項

[付 表]

表Ⅱ-9 立入禁止の措置等一覧表

(1/2)

作 業 別	該 当 箇 所	規則条文
不整地運搬車	一つの荷が 100kg 以上のものを不整地運搬車に積卸しをする作業箇所	安衛則 151 の 48
構内運搬車	一つの荷が 100kg 以上のものを構内運搬車に積卸しをする作業箇所	安衛則 151 の 62
貨物自動車	一つの荷が 100kg 以上のものを貨物自動車に積卸しをする作業箇所	安衛則 151 の 70
車両系 荷役運搬機械	フォーク、ショベル、アーム等及びこれらにより支持されている荷の下	安衛則 151 の 9
車両系 建設機械	運転中における接触危険の箇所 一定条件で荷の吊り上げを行った場合の、吊り上げた荷との接触又は吊り上げた荷の落下する危険のある箇所	安衛則 158 安衛則 164
コンクリートポンプ車	コンクリート等の吹出し箇所	安衛則 171 の 2
解体用機械	物体の飛来等により労働者に危険が生じるおそれのある箇所	安衛則 171 の 6
杭打（抜）機又はボーリングマシン	ずい道等の狭あいな場所で作業を行う場合で、巻き上げ用ワイヤロープ切断により危険のおそれがある箇所	安衛則 180
	巻き上げ用ワイヤロープ屈曲部の内角側	安衛則 187
軌道装置	建設中のずい道等の内部で動力車による後押し運転区間	安衛則 224
型枠支保工	組立て又は解体を行う区域	安衛則 245
危険物の取り扱い	火災又は爆発のおそれがある箇所	安衛則 288
アセチレン溶接装置	発生器室	安衛則 312
ガス集合溶接装置	ガス装置室	安衛則 313
電気取扱業務	配電盤室、変電室等区画された場所	安衛則 329
明り掘削	地山の崩壊又は土石の落下のおそれのある箇所	安衛則 361
土止め支保工	切ばり又は腹起しの取り付け又は取り外しを行う箇所	安衛則 372
ずい道掘削	浮石落しが行われている箇所又はその下方で浮石の落下のおそれのある箇所	安衛則 386
ずい道支保工	補強又は補修作業箇所で落盤や肌落ちの危険がある箇所	安衛則 386
ずい道内	ずい道等内部の可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の 30%未満であることを確認するまでの間	安衛則 389 の 8
地山の掘削箇所	岩石の採取のための掘削作業箇所の下方で土石落下のおそれのある箇所	安衛則 411
採石作業	運転中の運搬機械、小割機械等への接触危険箇所	安衛則 415
貨物取扱作業等	1 つの荷が 100kg 以上のものを貨車に積卸しする作業箇所	安衛則 420
はい付け又ははいくずしの作業	はいの崩壊又は荷の落下のおそれのある箇所	安衛則 433
建築物等鉄骨の組立て等	作業区域内	安衛則 517 の 3

[付 表]

表Ⅱ-9 立入禁止の措置等一覧表

(2/2)

作 業 別	該 当 箇 所	規則条文
石綿等の取扱い、除去作業	壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体作業	石綿則 7
	石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業	石綿則 7
鋼橋の架設等	作業区域内	安衛則 517 の 7
木造建築物の組立	作業区域内	安衛則 517 の 11
コンクリート造の工作物の解体等	作業区域内	安衛則 517 の 15
コンクリート橋の架設等	作業区域内	安衛則 517 の 21
墜落のおそれのある箇所	墜落のおそれのある箇所	安衛則 530
物体落下のおそれのある箇所	物体落下のおそれのある箇所	安衛則 537
足場の組立て等	吊り足場、張出し足場、又は高さが 2m以上の足場の組立て、解体又は変更の作業区域内	安衛則 564
衛生上有害作業	酸素欠乏空気やガス、粉じんの発散等衛生上有害な場所	安衛則 585
事業場に附属する炊事場等	事業場に附属する炊事場等	安衛則 630
ボイラー	ボイラー室その他ボイラー設置場所	ボ 則 29
有機溶剤の取扱い	有機溶剤により汚染され、中毒のおそれのある現場	有機則 27
クレーン	ケーブルクレーンのワイヤロープの内角側	ク 則 28
	特定の吊り上げ方法により吊り上げられた荷の下	ク 則 29
	組立て又は解体の作業区域	ク 則 33
移動式クレーン	上部旋回体に接触するおそれのある箇所	ク 則 74
	特定の吊り上げ方法により吊り上げられた荷の下	ク 則 74 の 2
	ジブの組立て又は解体の作業区域	ク 則 75 の 2
デリック	ワイヤロープの内角側	ク 則 114
	特定の吊り上げ方法により吊り上げられた荷の下	ク 則 115
	組立て又は解体の作業区域	ク 則 118
エレベーター (屋外設置)	昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業区域	ク 則 153
建設用リフト	搬器の昇降により危険のおそれのある箇所	ク 則 187
	ワイヤロープの内角側	ク 則 187
	組立て又は解体の作業区域	ク 則 191
ゴンドラ	作業箇所の下	ゴ 則 18
高圧室作業	気閘室及び作業室	高圧則 13
	再圧室設置場所及びその操作場所	高圧則 43
酸素欠乏危険箇所	酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所	酸欠則 9
	圧気工法等で酸素欠乏空気が漏出している場所	酸欠則 24

表Ⅱ-10 保護具と労働安全衛生関係法

(1/3)

保護具の種類	作業等の概要	関係条文
作業帽	機械に巻き込まれるおそれのある作業	安衛則 110
保護帽	100kg以上の荷の不整地運搬車への積卸し作業	安衛則 151の48
	5t以上の不整地運搬車への積卸し作業	151の52
	100kg以上の荷の貨物自動車への積卸し作業	151の70
	5t以上の貨物自動車への荷の積卸し作業	151の74
	ジャッキ式吊り上げ機械を用いた作業	194の7
	型枠支保工の組み立て作業	247
	地山の掘削作業	360
	明り掘削の作業	366
	土止め支保工作業	375
	ずい道等の掘削作業	383の3
	ずい道覆工作業	383の5
	採石作業	412(404)
	高さ2m以上のはいの上での作業	435(429)
	船内荷役作業	451
	港湾荷役作業	464
	造林等作業時	484
	建築物等の鉄骨の組立て等の作業	517の5
	鋼橋架設等の作業	517の10(9)
	木造建築物の組立て等の作業	517の13
	コンクリート造工作物の解体等の作業	517の19(18)
	コンクリート橋架設等の作業	517の24(23)
	物体の飛来又は落下の危険のある場所での作業	538,539
	ロープ高所作業	539の8(6)
	足場の組立て等の作業	566
	クレーンの組立て・解体作業	ク 則 33
	移動式クレーンのジブの組立・解体作業	75の2
	デリックの組立て・解体作業	118
屋外のエレベーターの組立て・解体作業	153	
建設用リフトの組立て・解体作業	191	
目・顔面保護具	加工物等の飛来による危険があり、覆い等の設置が困難なときの作業	安衛則 105
	切削屑等の飛来による危険があり、覆い等の設置が困難なときの作業	106
	溶鉱炉等から高熱物の飛散・流出により火傷等の危険がある作業	255
	アセチレン溶接装置による溶接、溶断又は加熱作業(保護眼鏡)	312(315)
	ガス集合溶接装置による金属溶接、溶断又は加熱作業(保護眼鏡)	313(316)
	アーク溶接、溶断又は加熱等強烈な光線を発散する作業(遮光眼鏡)	325
	腐食性液体の飛散等の危険がある作業(保護眼鏡)	327
	有害な光線に晒される作業、粉じん作業等の有害な作業	593等
	溶融炉等からふく射熱を受ける作業	608

表Ⅱ-10 保護具と労働安全衛生関係法

(2/3)

保護具の種類	作業等の概要	関係条文
耳の保護具	強烈な騒音を発する場所における作業（耳栓・耳覆）	安衛則 595 等
手の保護具	皮膚に障害を与える物を取り扱う等の作業（不浸透手袋）	安衛則 594 等
	アセチレン溶接、溶断又は加熱装置による溶接作業（溶接用保護手袋）	312(315)
	ガス集合装置による溶接作業（溶接用保護手袋）	313(316)
足の保護具	爆発の危険のある場所で電気機械器具を使用する作業	安衛則 286 の 2
	通路等の構造、作業の状態に応じた作業靴	558
	皮膚に障害を与える物を取り扱う等の作業	594
体の保護具	溶鉱炉等の高熱物を取り扱う作業（耐熱服）	安衛則 255
	爆発の危険のある場所で電気機械器具を使用する作業	286 の 2
	腐食性液体の飛散等の危険がある作業（耐食性前掛け）	327
	皮膚に障害を与える物を取り扱う等の作業（不浸透保護衣）	594
	寒冷作業等の有害な作業（保護衣）	593
	溶融炉等からふく射熱を受ける作業（保護衣）	608
要求性能墜落制止用器具	混合機などの開口部に蓋などが設置できないときの作業	安衛則 142
	高所作業車の作業床上での作業	194 の 22
	型枠支保工の組立て等の作業	247
	地山の掘削作業	360
	土止め支保工作業	375
	ずい道等の掘削作業	383 の 3
	ずい道等の覆工作業	383 の 5
	採石のための掘削作業	404
	建築物等の鉄骨の組立て等の作業	517 の 5
	鋼橋架設等の作業	517 の 9
	木造建築物の組立て等の作業	517 の 13
	コンクリート造工作物の解体等の作業	517 の 18
	コンクリート橋架設等の作業	517 の 23
	高さが 2m 以上で墜落のおそれのある箇所での作業	518、519
	ホッパー・ずりびん内部等の作業	532 の 2
	煮沸槽等への転落による危険がある作業又は通行	533
	ロープ高所作業	539 の 7
	架設通路	552
	足場における高さ 2m 以上で墜落による危険がある場合	563
	足場の組立て等の作業	564、566
高さ 2m 以上の作業台の端で墜落による危険のある作業	575 の 6	
ボイラー据付作業	ボ 則 16	

[付 表]

やむを得ない場合のクレーンへ搭乗する作業	ク 則 27
クレーンの組立て・解体作業	33
移動式クレーンのジブの組立て、解体作業	75 の 2
やむを得ない場合の移動式クレーンへ搭乗する作業	73
やむを得ない場合のデリックへ搭乗する作業	
デリックの組立て・解体作業	113
屋外のエレベーターの組立て・解体作業	118
建設用リフトの組立て・解体作業	153
	191
ゴンドラの作業床における作業	ゴ 則 17
酸素欠乏症等による転落のおそれがある作業	酸欠則 6

表Ⅱ-10 保護具と労働安全衛生関係法

(3/3)

保護具の種類	作業等の概要	関係条文
救命具	船舶による労働者の輸送作業 水中に転落するおそれのある場合の水上作業 ボンベから給気を受けて行う潜水作業（救命胴衣）	安衛則 531 532 高圧則 37
絶縁用保護具	高圧活線作業 高圧活線近接作業 絶縁用防具の装着又は取り外しの作業 低圧活線作業 低圧活線近接作業	安衛則 341 等(348) 342 343 346 347
救護用呼吸器等	ずい道等の作業のとき（空気呼吸器・酸素呼吸器） ずい道等で爆発又は火災のおそれがあるとき （一酸化炭素用自己救命器の呼吸用保護具） 炭酸ガスのある坑内での人命救助等の作業 （空気呼吸器・酸素呼吸器・ホースマスク）	安衛則 24 の 3 389 の 10 583
防じんマスク	粉じん作業等 放射線物質汚染区域内作業等 特定化学物質を製造又は取り扱う作業 特定粉じん作業等 粉状の鉛等をホッパーに入れる作業 石綿を取り扱う作業	安衛則 593 電離則 38 特化則 43 粉じん則 27 等 鉛 則 39、58 石綿則 10、44
電動ファン付き呼吸用保護具（同等以上の性能を有する送気マスク）	隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去作業	石綿則 14、44、45 粉じん則 27
防毒マスク	ガス・蒸気を発散する等の有害な作業 四アルキル鉛製造作業等 鉛装置内部での作業 全体換気装置を設けたタンク等の内部の作業等 特定化学物質等の製造設備等の修理作業等 放射線物質汚染区域内作業等	安衛則 593 四ア則 2 等 鉛 則 58 有機則 33 特化則 22 等 電離則 38

注：防じんマスクと防毒マスクについては労働安全衛生法で定める型式検定に合格したものを選択し、その他の保護具についても日本工業規格（J I S）に適合したものを選択する。

労働安全衛生規則に加えて

S50.4.10 基発第218号 荷役、運搬機械の安全対策について

コンベヤ、フォークリフト、ショベルローダー、移動式クレーン、ダンプトラック等の機械を使用する作業

S60.2.19 基発第90号 「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」

刈払機の刈刃破損、反発、および転倒による災害を防ぐ。

S60.4.5 基発第185号の2 ストラドルキャリアーによる労働災害の防止について

夜間にストラドルキャリアーの稼働区域内で作業させる場合は、夜行塗料を塗布した保護帽及びジャケットを着用させるとともに、連絡用の警笛又は必要によりハンドマイクを携帯させる。

H5.3.2 基発第123号 清掃作業における労働災害の防止について

ごみの積替え作業、焼却時の攪拌作業等。

[付 表]

H19. 3. 22 基発第 0322002 号 建設業における総合的労働災害防止対策の推進について

木造家屋建築工事等小規模建築工事における墜落、木造加工用機械、飛来・落下物による災害、ア
スベストを含有する建材を取り扱う場合の暴露等を防止するため。

H8. 11. 11 基発第 660 号の 2 木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害防止対策の推進について

高所作業に従事する作業者に対しては墜落用保護帽を着用させること等

[付 表]

表Ⅱ－11 表示の設定箇所一覧表

(1/2)

表 示	該 当 箇 所	規則条文
重量	一つの貨物で重量が1t以上のもの	安衛法 35
安全衛生推進者等の氏名	選任したとき、作業場の見易い箇所	安衛則 12 の 4
作業主任者の氏名等	作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見易い箇所	安衛則 18
運転停止	機械の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行うため運転を停止したとき及び当該機械の起動装置	安衛則 107
アタッチメントの重量	アタッチメントを取り替えたときに運転者の見やすい位置	安衛則 166 の 4
信号装置	軌道装置に信号装置を設けたとき（表示方法を定め周知）	安衛則 219
火気使用禁止	火災又は爆発の危険場所	安衛則 288
アセチレン溶接装置の発生器の諸元	アセチレン溶接装置の発生器の種類、型式、製作所名、毎時平均ガス発生算定量、1回のカーバイト送給量等を発生器室内の見易い箇所	安衛則 312
アセチレン溶接装置付近の火気厳禁	発生器から5m以内又は発生器室から3m以内は火気厳禁である旨	安衛則 312
ガス集合溶接装置のガスの名称等	ガス集合溶接装置で使用するガスの名称及び最大ガス貯蔵量を、ガス装置室の見易い箇所	安衛則 313
持込禁止	ずい道における可燃性ガスの測定の結果、可燃性ガスが存在するとき、ずい道出入口の見易い場所（マッチ、ライター等の持込禁止）	安衛則 389
	気閘室の外部の見易い場所（マッチ、ライター等発火のおそれのあるものの持込禁止）	高圧則 25 の 2
	再圧室の入口（発火、爆発物、高温となって可燃性の点火源となる物の持込禁止）	高圧則 46
	ボイラー室（引火し易い物の持込禁止）	ボ 則 29
連絡方法	高圧室内作業者及び空気圧縮機オペレータと連絡員との通話装置の故障の場合の連絡方法を見易い箇所	高圧則 21
通電禁止	停電作業中の開閉器	安衛則 339
接近限界距離	特別高圧活線近接作業の際の当該充電電路に接近限界距離	安衛則 345
運搬機械等の運行経路	採石作業における運搬機械などの運行経路等の必要箇所	安衛則 413
作業中	上欄の運行経路の補修作業箇所	安衛則 413
	運搬機械等の運行経路上での岩石の小割又は加工作業の箇所	安衛則 414
安全通路	作業場に通じる場所及び作業場内の主要通路	安衛則 540
避難用出入口	常時使用しない避難用の出入口、通路又は避難用器具	安衛則 549
最大積載荷重	足場の作業床及び作業構台の作業床	安衛則 562
		安衛則 575 の 4
有害物 集積箇所	有害物、病原体等の集積場所	安衛則 586
事故現場	有機溶剤等による事故現場	安衛則 640

表Ⅱ－11 表示の設定箇所一覧表

(2/2)

表 示		該 当 箇 所	規 則 条 文
名称・成分等		ベンゼン等有害物について成分、含有量、人体に及ぼす作用、貯蔵又は取扱い上の注意等を容器等に表示	安衛法 57 安衛則 32
有機溶剤	取扱注意	屋内作業場、タンク、坑内、ずい道の内部等において有機溶剤を用いた作業を行うとき	有機則 24
	区分表示	上記の場合 第一種：赤 第二種：黄 第三種：青の区分表示	有機則 25
巻過防止		巻過防止装置を具備しないクレーン、デリック及び建設用リフトの巻き上げ用ワイヤロープ	ク則 19、106 ク則 182
運転禁止等		天井クレーン等の点検等の作業を行う場合（操作部分に表示）	ク 則 30 の 2
取扱作業主任者氏名		ボイラー（資格及び氏名を設置場所に）	ボ 則 29
		第一種圧力容器（氏名を設置場所に）	ボ 則 66
最高使用圧力		ボイラーの圧力計又は水高計	ボ 則 28
		第一種圧力容器の圧力計	ボ 則 65
		第二種圧力容器の圧力計	ボ 則 87
みだりに作動させることの禁止		地下室その他通風が不十分な場所に備える消火器等で炭酸ガスを使用するもの	酸欠則 19
不活性気体の名称、開放の禁止及び開閉の方向		ボイラー、タンク等の内部で炭酸ガス等の不活性気体を送給する配管のバルブ、コック等	酸欠則 22
立入禁止		多量の高熱（低温）物体を取り扱う場所又は著しく暑熱（寒冷）な場所等 酸素欠乏危険作業場所で酸素欠乏等のおそれが生じた箇所 酸素欠乏危険作業箇所 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去等作業箇所	安衛則 585 酸欠則 14 安衛則 640 石綿則 7

[付 表]

表Ⅱ-12 合図・信号等設定一覧表

合図の名称	該 当 箇 所	規則条文
運転開始の合図	○機械の運転を開始する場合	安衛則 104
誘導の合図	車両系荷役運搬機械の運転で誘導者を置いた場所	安衛則 151 の 8
	車両系建設機械の運転で誘導者を置いた場所	安衛則 159
運転の合図	○車両系建設機械（掘削用）を使用した一定条件下での荷の吊り上げ作業の場合	安衛則 164
	○杭打（抜）機又はボーリングマシンを運転する場合	安衛則 189
	軌道装置を運転する場合	安衛則 220
	○コンクリートポンプ車の作業装置を操作する場合	安衛則 171 の 2
	○高所作業車を用いて作業を行う場合で、作業床以外の箇所で作業床を操作する場合	安衛則 194 の 12
	高所作業車を走行させる場合	安衛則 194 の 20
	○クレーンを運転する場合	ク 則 25
	天井クレーン等の点検等の作業時に運転する場合	ク 則 30 の 2
	○移動式クレーンを運転する場合	ク 則 71
	○デリックを運転する場合	ク 則 111
	○建設用リフトを運転する場合	ク 則 185
	簡易リフトを運転する場合	ク 則 206
	○ゴンドラを操作する場合	ゴ 則 16
発破の合図	導火線発破作業の点火合図及び退避合図、待避解除合図	安衛則 319
	電気発破作業の点火合図及び退避合図、待避解除合図	安衛則 320
	コンクリート破砕器の点火の合図	安衛則 321 の 4
引倒し等の合図	高さが 5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に伴う引倒し等の作業	安衛則 517 の 16
信号、警報の装置、設備等	軌道装置の状況に応じて（信号装置）	安衛則 207
	動力車（汽笛、警鈴等の設置）	安衛則 209
	掘下げの深さが 20mを超える潜函等の内部と外部との連絡（電話、電鈴等の設備）	安衛則 377
	ずい道掘削が 100mに達したとき（サイレン、非常ベル等警報装置）500mに達したとき（警報設備及び通話装置）	安衛則 389 の 9
	常時 50 人以上就業する屋内作業場（自動警報設備、非常ベル等の警報用の装置、サイレン等の警報用の器具）	安衛則 548
	通路と軌道が交わる場合（警報装置）	安衛則 550
	送気温度が異常に上昇した場合の自動警報装置	高圧則 7 の 2
	作業室並び気閉室と外部との連絡（通話装置）	高圧則 21
連絡	近接する酸素欠乏危険作業の関係作業場間	酸欠則 10
合図の統一	クレーン等の運転について（特定元方業者）	安衛則 639
警報の統一	発破作業、火災発生時、土砂の崩壊、出水若しくはなだれが発生した場合又は発生するおそれがある場合等の警報	安衛則 642

○は、合図者を指名すべき作業

Ⅲ. 労働安全衛生法令等に基づく主な届出・報告一覧表

表Ⅲ-1 工事開始時

(1/5)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
労 労 基 基 法 則	適用事業報告	104 の 2	57	労働基準 監督署長	遅滞なく	法の適用を受ける事業場を新 設したとき
	一斉に休憩を与えない労働者の 範囲及び当該労働者に対する休 憩の与え方についての協定書	34	15	労働組合 又は代表 者	事 前 に	全労働者に一斉に休憩を与え ることができないとき
	時間外労働・休 日労働に関する 協定届	36	16 17 18	労働基準 監督署長	事 前 に	1 日及び 1 日を超える一定の 期間について時間外又は休日 に労働させる場合
	断続的な宿直又 は日直勤務許可 申請書	41	23	労働基準 監督署長	事 前 に	宿直又は日直の勤務につかせ ようとするとき
	監視・断続的労 働に従事する者 に対する適用除 外許可申請書	41	34	労働基準 監督署長	事 前 に	夜警、作業の監視又は断続的 労働に従事するものについて 労働時間、休憩及び休日の適 用の除外を受けようとするとき
	就業規則届出	89 90	49	労働基準 監督署長	事 前 に	常時 10 人以上の労働者を使用 するとき 就業規則を提示する等の方法 によって周知させる（法 106）
安 安 衛 衛 法 則	建設工事計画届	88	89 の 2 91 92 の 2 92 の 3	厚生労働 大臣	工事開始 の 30 日 前まで	次に掲げる仕事を開始しよう とするとき (1)高さ 300m以上の塔の建設 (2)堤高 150m以上のダムの建 設 (3)最大支間 500m（吊り橋は 1,000m）以上の橋梁の建 設 (4)長さ 3,000m以上のずい道 等の建設 (5)長さが 1,000m以上 3,000 m未満のずい道等の建設で 深さ 50m以上のたて坑 （通路使用に限る）の掘削 を伴うもの (6)ゲージ圧力 0.3Mpa 以上の 圧気工法の作業

表Ⅲ—1 工事開始時

(2/5)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
安 安 衛 衛 法 則	建設工事計画届	88	90 91 92	労働基準 監督署長	工事開始 の14日前 まで	次に掲げる仕事を開始しよう とするとき (1)高さ31mを超える建築物 又は工作物（橋梁を除 く）の建設、改造、解体 又は破壊 (2)最大支間50m以上の橋梁 の建設、改造、解体又は 破壊 (3)最大支間30m以上50m未 満の橋梁の上部構造の建 設、改造、解体又は破壊 (4)ずい道の建設、改造、解 体又は破壊 (5)掘削の高さ又は深さが10 m以上である地山の掘削 作業（掘削機械を用いる 作業で下方に労働者が立 ち入らないものを除く (6)圧気工法による作業
	土石採取計画届 出	88	90 92	労働基準 監督署長	工事開始 の14日前 まで	(1)掘削の高さ又は深さが10 m以上の土石採取のため の掘削作業 (2)坑内掘りによる土石の採 取のための掘削作業
	機械等設置・移 転・変更届	88	86	労働基準 監督署長	工事開始 の30日前 まで	安衛則別表第7上欄に掲げる 機械等を設置するとき

表Ⅲ—1 工事開始時

(3/5)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
安 安 衛 衛 法 則	特定元方事業者 の事業開始報告 (統括安全衛生 責任者選任報 告) (元方安全衛生 管理者選任報 告)	15 15の 2 30 令7	664	労働基準 監督署長	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ・特定元方事業者の労働者と関係請負人の労働者の作業が一の作業場で行われるとき ・事業場の労働者数が関係下請負人の労働者も含めて常時50人(ずい道等、橋梁及び圧気工法の作業の場合は30人)以上となるときは統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者を選任する。
	(店社安全衛生 管理者選任報 告)	15の 3	664	労働基準 監督署長	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ・事業場の労働者数が関係請負人の労働者数も含めて常時20人以上30人未満のずい道等の建設の仕事、一定の橋梁の建設の仕事、圧気工法による作業を行う仕事、事業場の労働者数が関係請負人の労働者数も含めて常時20人以上50人未満の鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の建設の仕事は、店社安全衛生管理者を選任する。
	安全衛生責任者 選任報告	16		特定元方 業者	遅滞なく	<ul style="list-style-type: none"> ・統括安全衛生責任者の選任を要する事業場で、下請けとして仕事をする場合
	共同企業体代表 者届	5	1	労働基準 監督署長 を経由して労働局 長	仕 事 開 始 の 14 日 前 まで	<ul style="list-style-type: none"> ・JV工事の場合、出資割合その他施工上の責任程度を考慮して、そのうち一人を代表者として選任
	総括安全衛生管 理者、安全管 理者選任報告	10 令2 11 令3	2 3 4	労働基準 監督署長	選 任 事 由 が 発 生 し た 日 か ら 14 日 以 内 に 選 任 し、遅滞 なく	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業で常時100人以上の労働者を使用するとき(総括) ・常時50人以上の労働者を使用するとき(安全管理者)

表Ⅲ—1 工事開始時

(4/5)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
安 安 衛 衛 法 則	衛生管理者、産 業医選任報告	12 令 4 13 令 5	7 13	労働基準 監督署長	選任事由 が発生し た日から 14日以内 に選任し、 遅滞なく	・常時 50 人以上の労働者を 使用するとき
労 建 宿 宿 基 規 法 定	建設業附属寄宿 舎設置届出	96 の 2	5 の 2	労働基準 監督署長	工事着手 の 14 日前 まで	・常時 10 人以上の労働者を 就業させる事業、原動機の 定格出力合計 2.2kw 以上使 用する事業、使用者が寄宿 舎を設置するとき
	寄宿舎規則届出	95 106	2	労働基準 監督署長	速やかに	・寄宿舎規則を奇宿舎に備え 付ける等の方法によって周 知させる
消 防 法 法	防火対象物使用 届出	2		消防署長	遅滞なく	・仮設建物
	防火管理者選任 届出	8		消防署長	遅滞なく	・防火管理者の選任

表Ⅲ—1 工事開始時

(5/5)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
国 有 財 産 法	道路境界確定願	31 の 3		隣接地の 所有者	建 物 位 置 確 定 の 2 ～ 3 箇 月 前	
	土地境界立会確 認書	31 の 3		都道府県 庁	建 物 位 置 確 定 の 2 ～ 3 箇 月 前	
道 路 法	道路占用許可申 請書	32、 35		道路管理 者	工 事 の 30 日 前	
	自費工事承認申 請書	24		道路管理 者	工 事 の 30 日 前	・ ガードレール等の一時撤 去、歩道防護、歩道の切り 下げ
道 交 法	道路使用許可申 請書	77 78		警察署長	15 日 ～ 30 日 前	・ 借用範囲は [歩道がある場合] 歩道幅の 1/3 以下 1m 以下 [歩道がない場合] 車道幅の 1/8 以下 1m 以内
騒 振 音 動 規 規 制 制 法 法	特定建設作業実 施届出	14		市町村長	作 業 の 7 日 前	・ 杭打(抜)機、ブレーカー、 舗装盤破碎機
電 消 気 事 防 業 法 法	仮設電力 自家用電気使用 申込書 電気設備設置届 保安規程届出書 主任技術者選任 届出書 工事計画届出書 使用前検査申請 書	電 気 事 業 法 27、 42、 43 消 防 法 17		電力会社 消防署 経産局	使 用 の 30 日 前 工 事 着 手 の 3 日 前 工 事 着 手 前 工 事 着 手 の 30 日 前	・ 自家用電気工作物(契約電 力量 50kw 以上)を設置し、 又は変更しようとするとき ・ 自家用電気工作物(契約電 力料 500kw 以上 2000kw 未 満)を設置し又は変更しよ うとするとき

[付 表]

表Ⅲ-1-1 建築物、機械等設置・移転・変更届が必要な作業（安衛則 別表第7 一部抜粋）

(1/2)

機械等の種類	事 項	図 面 等
八 運材索道（支間の斜距離の合計が 350 m 以上のものに限る。）	一 種類 二 最大使用荷重及び搬器と搬器との間隔 三 支間の斜距離の合計 四 最長の支間の斜距離、傾斜角及び中央垂下比 五 主索及びえい索の構造及び直径 六 主索及びえい索の安全係数（強度計算書を添付すること） 七 動力式のものにあつては、運材機の型式及び定格出力 八 設置期間	配置図
九 軌道装置	一 使用目的 二 起点及び終点の位置並びにその高低差（平均こう配） 三 軌道の長さ 四 最小曲線半径及び最急こう配 五 軌間、単線又は複線の区別及び軌条の重量 六 橋梁又はさん橋の長さ、幅及び構造 七 動力車の種類、数、形式、自重、けん引力及び主要寸法 八 巻上げ機の形式、能力及び主要寸法 九 ブレーキの種類及び作用 十 信号、警報及び照明設備の状況 十一 最大運転速度 十二 逸走防止装置の設置箇所及び構造 十三 地下に設置するものにあつては、軌道装置と周囲との関係	中欄に掲げる事項が書面により明示できないときは、当該事項に係る平面図、断面図、構造図等の図面
十 型わく支保工（支柱の高さが 3.5m 以上のものに限る。）	一 打設しようとするコンクリート構造物の概要 二 構造、材質及び主要寸法 三 設置期間	組立図及び配置図
十一 架設通路（高さ及び長さがそれぞれ 10m 以上のものに限る。）	一 設置箇所 二 構造、材質及び主要寸法 三 設置期間	平面図、側面図及び断面図
十二 足場（つり足場、張出し足場以外の足場にあつては、高さが 10m 以上の構造のものに限る。）	一 設置箇所 二 種類及び用途 三 構造、材質及び主要寸法	組立図及び配置図
二十三 粉じん則別表第二第六号及び第八号に掲げる特定粉じ	一 粉じん作業（粉じん則第二条第一項第一号の粉じん作業をいう。以下同じ。）の概要 二 機械又は設備の種類、名称、能力、台数及	一 周囲の状況及び四隣との関係を示す図面

[付 表]

<p>ん発生源を有する機械又は設備並びに同表第十四号の型ばらし装置</p>	<p>び粉じんの飛散を防止する方法</p> <p>三 粉じんの飛散を防止する方法として粉じんの発生源を密閉する設備による場合は、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能</p> <p>四 前号の方法及び局所排気装置により粉じんの飛散を防止する方法以外の方法による場合は、粉じんの飛散を防止するための設備の型式、主要構造部分の構造の概要及びその能力</p>	<p>二 作業場における主要な機械又は設備の配置を示す図面</p> <p>三 局所排気装置以外の粉じんの飛散を防止するための設備の構造を示す図面</p>
---------------------------------------	---	--

表Ⅲ-1-1 建築物、機械等設置・移転・変更届が必要な作業（安衛則 別表第7一部抜粋）

(2/2)

機械等の種類	事 項	図 面 等
二十四 粉じん則第四 条又は第二十七条第 一項ただし書の規定 により設ける局所排 気装置又はプッシュ プル型換気装置	粉じん作業の概要	一 周囲の状況及び四隣と の関係を示す図面 二 作業場における主要な 機械又は設備の配置を 示す図面 三 局所排気装置にあって は局所排気装置摘要書 （様式第二十五号） 四 プッシュプル型換気装 置にあってはプッシュ プル型換気装置摘要書 （様式第二十六号）
二十五 石綿等の粉じ んが発散する屋内作 業場に設ける発散抑 制の設備	一 石綿等を取り扱い、若しくは試験 研究のため製造する業務又は石綿 分析用試料等（令第6条第23号に 規定する石綿分析用試料等をい う。）を製造する業務の概要 二 石綿等の粉じんの発散源を密閉す る設備にあっては密閉の方式、主 要構造部分の構造の概要及びその 機能 三 全体換気装置にあっては、型式、 主要構造部分の構造の概要及びそ の機能	一 周囲の状況及び四隣と の関係を示す図面 二 作業場所の全体を示す 図面 三 石綿等の粉じんの発散 源を密閉する設備又は 全体換気装置の図面 四 局所排気装置が設置さ れている場合にあつて は、局所排気装置摘要 書（様式第二十五号） 五 プッシュプル型換気装 置が設置されている場 合にあってはプッシュ プル型換気装置摘要書 （様式第二十六号）

安衛法第88条のほかに届出が必要な機械等の例

（詳細は第4章 機械・装置・設備一般に示す）

- ・クレーン等安全規則（クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター、建設用リフト）
- ・ゴンドラ安全規則（ゴンドラ）

表Ⅲ-2 工事中

(1/4)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
労 基 法	就業規則変更届出	89 90		労働基準監督署長	遅滞なく	・変更が生じた場合
安 衛 法 則	共同企業体代表者変更届	5	1	労働基準監督署長を経由して労働局長	遅滞なく	
	安全管理者選任報告	11	4	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	・常時50人以上の労働者を使用するに至ったとき
	衛生管理者、産業医選任報告	12 13 安衛令 4、5	7 13	労働基準監督署長	14日以内に選任し、遅滞なく	・常時50人以上の労働者を使用するに至ったとき
	機械等設置・移転・変更届	88	86	労働基準監督署長	変更する工事開始の30日前まで	
	事故報告書	100	96	労働基準監督署長	遅滞なく	・事業場又はその附属建設物内で火災、爆発、倒壊等の事故が発生したとき
	労働者死傷病報告	100	97	労働基準監督署長	遅滞なく 休業4日未満のときは4半期毎に最後の月の翌月末日	・労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒症により死亡し、又は休業したとき
安 衛 法 則	クレーン設置届	88	5	労働基準監督署長	工事開始の30日前まで	・つり上げ荷重が3t以上のクレーン（スタッカー式クレーンにあつては、1t以上）の設置の場合 ・クレーン明細書等を含む
	落成検査申請書（クレーン・デリック・エレベーター・建設用リフト）	38	6 97 141 175	労働基準監督署長	落成検査を受けようとする日の15日前	・設置工事が落成したとき ・荷重試験、安定度試験に必要な荷及び玉掛用具を準備し検査に立ち会う
	設置報告書（クレーン・移動式クレーン）	100	11 61	労働基準監督署長	あらかじめ	・吊り上げ荷重が0.5t以上3t未満（スタッカー式は0.5t以上1t未満）のクレーンを設置しようとするとき

表Ⅲ-2 工事中

(2/4)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
安 全 衛 生 法 則	デリック設置届	88	96	労働基準監 督署長	工事開始の 30 日前ま で	・デリック明細書等を含む
	デリック設置報 告書	100	101	労働基準監 督署長	あらかじめ	・吊り上げ荷重が 0.5 t 以 上 2 t 未満のデリックを 設置しようとするとき
	エレベーター設 置届	88	140	労働基準監 督署長	工事開始の 30 日前ま で	・エレベーター明細書等を 含む
	エレベーター設 置報告書	100	145	労働基準監 督署長	あらかじめ	・積載荷重が 0.25 t 以上 1 t 未満のエレベーターを 設置するとき
	建設用リフト設 置届	88	174	労働基準監 督署長	工事開始の 30 日前ま で	・建設用リフト明細書等を 含む ・ガイドレールの高さが 18 m 以上の建設用リフトを 設置するとき
	ゴンドラ変更届	88	28	労働基準監 督署長	変更工事開 始の 30 日 前	・設置されているゴンドラ の次に掲げる部分のいず れかを変更しようとする 場合 ①作業床 ②アームその他の構造部分 ③昇降装置 ④ブレーキ又は制御装置 ⑤ワイヤロープ ⑥固定方法
	ゴンドラ変更検 査申請書	38	29	労働基準監 督署長	検査を受け ようとする 日の 15 日 前	
	ゴンドラ設置届	88	10	労働基準監 督署長	設置工事開 始日の 30 日前	・ゴンドラ明細書、ゴンド ラ検査証等を含む

[付 表]

	クレーン・移動式クレーン・デリック・エレベーター・建設用リフト変更届	88	44 85 129 163 197	労働基準監督署長	変更工事の30日前まで	<p>・それぞれの機械毎に次の各号のいずれかに掲げる部分を変更しようとするとき</p> <p>[クレーン]</p> <p>①クレーンガーダ、ジブ、脚、塔その他の構造部分</p> <p>②原動機</p> <p>③ブレーキ</p> <p>④吊り上げ機構</p> <p>⑤ワイヤロープ又は吊りチェーン</p> <p>⑥フック、グラブバケット等の吊り具</p>
--	------------------------------------	----	-------------------------------	----------	-------------	--

表Ⅲ-2 工事中

(3/4)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
安 ク 則 衛・ ゴ 法則	クレーン・移動式クレーン・デリック・エレベーター・建設用リフト変更届	88	44 85 129 163 197	労働基準監督署長	変更工事開始の30日前	<p>[移動式クレーン]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ジブその他の構造部分 ②原動機 ③ブレーキ ④吊り上げ機構 ⑤ワイヤロープ又は吊りチェーン ⑥フック、グラブバケット等の吊り具 ⑦台車 <p>[デリック]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マスト、ブーム、控えその他の構造部分 ②原動機 ③ブレーキ ④吊り上げ機構 ⑤ワイヤロープ又は吊りチェーン ⑥フック、グラブバケット等の吊り具 ⑦基礎 <p>[エレベーター]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①搬器又はカウンターウェイト ②巻上げ機又は原動機 ③ブレーキ ④ワイヤロープ ⑤屋外の場合は昇降路塔、ガイドレール支持塔又は控え <p>[建設用リフト]</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ガイドレール又は昇降路 ②搬器 ③原動機 ④ブレーキ ⑤ウインチ ⑥ワイヤロープ <p>予備品又は変更部分と能力、材料、形状及び寸法が同一であるものと交換する場合は除く</p>

表Ⅲ-2 工事中

(4/4)

法令	書類の名称	法条項		提出先	提出期限	備 考
		法	則			
安ゴ 衛 法則	ゴンドラ変更 届	88	28	労働基準監 督署長	変更工事 開始の30 日前	[ゴンドラ] ①作業床 ②アームその他の構造部分 ③昇降装置 ④ブレーキ又は制御装置 ⑤ワイヤロープ ⑥固定方法
安ク 衛 法則	クレーン・移 動式クレー ン・デリッ ク・エレベ ーター・建設用 リフト変更検 査申請書	38 88	45 86 130 164 198	労働基準監 督署長	検 査 を 受 け よ う と す る 日 の 15 日 前	・それぞれの機械毎に、部分 を変更したものの検査を受 けるとき
安安 衛 衛 法則	クレーン等事 故報告書	100	96	労働基準監 督署長	事 故 発 生 後 遅 滞 な く	次の事故が発生したとき ①クレーンの逸走、倒壊、落 下又はジブの折損 ②移動式クレーンの転倒、倒 壊、又はジブの折損 ③デリックの倒壊又はブーム の折損 ④エレベーター又は建設用リ フトの昇降路等の倒壊又は 搬器の墜落 ⑤簡易リフトの搬器の墜落 ⑥クレーン、移動式クレー ン、デリック、エレベータ ー、建設用リフト又は簡易 リフトのワイヤロープの切 断 ⑦クレーン、移動式クレー ン又は簡易リフトの吊りチェ ーンの切断

IV. 海上工事における関係法令等

表IV-1 海上工事における関係法令一覧

(1/3)

分 類	法 令 名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭 52. 6. 1 法律第 62 号)
	同 施行規則 (昭 52. 7. 1 運輸省令第 19 号)
	海上交通安全法 (昭 47. 7. 3 法律第 115 号)
	同 施行令 (昭 48. 1. 26 政令第 5 号)
	同 施行規則 (昭 48. 3. 27 運輸省令第 9 号)
	港則法 (昭 23. 7. 15 法律第 174 号)
	同 施行令 (昭 40. 6. 22 政令第 219 号)
	同 施行規則 (昭 23. 10. 9 運輸省令第 29 号)
	水路業務法 (昭 25. 4. 17 法律第 102 号)
	同 施行令 (平成 13. 12. 28 政令第 433 号)
	同 施行規則 (昭 25. 7. 26 運輸省令第 55 号)
	航路標識法 (昭 24. 5. 24 法律第 99 号)
同 施行規則 (昭 24. 6. 25 運輸省令第 30 号)	
港湾等整備に関する法令	水難救護法 (明 32. 3. 29 法律第 95 号)
	同 施行令 (昭 28. 8. 31 政令第 237 号)
	同 施行細則 (明 32. 7. 29 逓信省令第 35 号)
	海難審判法 (昭 22. 11. 19 法律第 135 号)
	同 施行令 (昭 23. 3. 6 政令第 54 号)
	同 施行規則 (昭 23. 4. 2 運輸省令第 8 号)
	船舶法 (明 32. 3. 8 法律第 46 号)
	同 施行細則 (明 32. 6. 12 逓信省令第 24 号)
	内航海運業法 (昭 27. 5. 27 法律第 151 号)
	同 施行規則 (昭 27. 7. 2 運輸省令第 42 号)
	港湾法 (昭 25. 5. 31 法律第 218 号)
	同 施行令 (昭 26. 1. 19 政令第 4 号)
同 施行規則 (昭 26. 11. 22 運輸省令第 98 号)	
海洋汚染防止等に関する法令	漁港漁場整備法 (昭 25. 5. 2 法律第 137 号)
	同 施行令 (昭 25. 7. 28 政令第 239 号)
	同 施行規則 (昭 26. 7. 17 農林省令第 47 号)
	港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (平 19. 3. 26 国土交通省令第 15 号)
	海岸法 (昭 31. 5. 12 法律第 101 号)
	同 施行令 (昭 31. 11. 7 政令第 332 号)
	同 施行規則 (昭 31. 11. 10 農林省・運輸省・建設省令第 1 号)
海洋汚染防止等に関する法令	公有水面埋立法 (大 10. 4. 9 法律第 57 号)
	同 施行令 (大 11. 4. 8 勅令第 194 号)
	同 施行規則 (昭 49. 3. 18 運輸省・建設省令第 1 号)
	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭 45. 12. 25 法律第 136 号)
同 施行令 (昭 46. 6. 22 政令第 201 号)	
同 施行規則 (昭 46. 6. 23 運輸省令第 38 号)	
船舶の通常の活動に伴い生じる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭 47. 8. 5 運輸省令第 50 号)	

表IV-1 海上工事における関係法令一覧

(2/3)

分 類	法 令 名
海洋汚染防止等に関する法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭 45. 12. 25 法律第 137 号)
	同 施行令 (昭 46. 9. 23 政令第 300 号)
	同 施行規則 (昭 46. 9. 23 厚生省令第 35 号)
	資源の有効な利用促進に関する法律 (平 3. 4. 26 法律第 48 号)
	同 施行令 (平 3. 10. 18 政令第 327 号)
	建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律 (平 12. 5. 31 法律第 104 号)
	同 施行令 (平 12. 11. 29 政令第 495 号)
	同 施行規則 (平 14. 3. 5 国土交通省・環境省令第 1 号)
	水質汚濁防止法 (昭 45. 12. 25 法律第 138 号)
	同 施行令 (昭 46. 6. 17 政令第 188 号)
	同 施行規則 (昭 46. 6. 19 総理府・通商産業省令第 2 号)
	水産資源保護法 (昭 26. 12. 17 法律第 313 号)
	同 施行令 (昭 27. 6. 14 政令第 194 号)
	同 施行規則 (昭 27. 6. 16 農林省令第 44 号)
	自然環境保全法 (昭 47. 6. 22 法律第 85 号)
	同 施行令 (昭 48. 3. 31 政令第 38 号)
	同 施行規則 (昭 48. 11. 9 総理府令第 62 号)
	自然公園に関する法令
	同 施行令 (昭 32. 9. 30 政令第 298 号)
	同 施行規則 (昭 32. 10. 11 厚生省令第 41 号)
	火災防止に関する法令
	同 施行令 (昭 36. 3. 25 政令第 37 号)
	同 施行規則 (昭 36. 4. 1 自治省令第 6 号)
	危険物に関する法令
	火薬類取締法 (昭 25. 5. 4 法律第 149 号)
	同 施行令 (昭 25. 10. 31 政令第 323 号)
	同 施行規則 (昭 25. 10. 31 通商産業省令第 88 号)
	火薬類の運搬に関する内閣府 (総理府) 令 (昭 35. 12. 28 総理府第 65 号)
	危険物の規制に関する政令 (昭 34. 9. 26 政令第 306 号)
	危険物の規制に関する規則 (昭 34. 9. 29 総理府令第 55 号)
船舶設備に関する法令	船舶安全法 (昭 8. 3. 15 法律第 11 号)
	同 施行令 (昭 9. 2. 1 勅令第 13 号)
	同 施行規則 (昭 38. 9. 25 運輸省令第 41 号)
	船舶構造規則 (平 10. 3. 31 運輸省令第 16 号)
	船舶機関規則 (昭 59. 8. 30 運輸省令第 28 号)
	船舶設備規程 (昭 9. 2. 1 通信省令第 6 号)
	船舶区画規程 (昭 27. 11. 14 運輸省令第 97 号)
	船舶救命設備規則 (昭 40. 5. 19 運輸省令第 36 号)
	船舶消防設備規則 (昭 40. 5. 19 運輸省令第 37 号)
	船舶防火構造規則 (昭 55. 5. 6 運輸省令第 11 号)
船舶復原性規則 (昭 31. 12. 28 運輸省令第 76 号)	
	満載喫水線規則 (昭 43. 8. 10 運輸省令第 33 号)

表IV-1 海上工事における関係法令一覧

(3/3)

分 類	法 令 名
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭 26. 4. 16 法律第 149 号)
	同 施行令 (昭 58. 2. 12 政令第 13 号)
	同 施行規則 (昭 26. 10. 15 運輸省令第 91 号)
	船員法 (昭 22. 9. 1 法律第 100 号)
	同 施行規則 (昭 22. 9. 1 運輸省令第 23 号)
	船員労働安全衛生規則 (昭 39. 7. 31 運輸省令第 53 号)
	船員保険法 (昭 14. 4. 6 法律第 73 号)
	同 施行令 (昭 28. 8. 31 政令第 240 号)
	同 施行規則 (昭 15. 2. 27 厚生省令第 5 号)

表IV-2 工事等に関する許可申請・届出手続き

(1) 港湾区域内で工事等を施工する場合

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
根拠法令	港湾法 37 及び同令 13、14
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域）
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ①港湾区域の水域（上空 100m まで及び水底下 60m までの区域を含む。以下同じ）又は公共空地の占有 ②港湾区域の水域又は公共空地における土砂の採取 ③水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良（①の占有を伴うものは除く） ④前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から 20m 以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄 ハ．動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積の合計が 6 c m^2 を超え、かつ、そのストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置にあるものの建設又は改良
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者
他の法令との関係	①公有水面埋立法第 2 条第 1 項の規定による免許を受けた場合は、免許にかかる水域についての本件許可は不要である。 ②港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占有し、土砂を採取し又はその他の港湾の利用、若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は当該都道府県知事の許可を受けなければならない。 (港湾法 56)

[付 表]

(2) 港湾内又は港の境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	作業等許可申請書
根拠法令	港則法 31、37 の 3 及び同則 16
適用海域	特定港内、又は特定港の境界付近（特定港以外の港にも準用）
手続きを必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提出者	工事又は作業の実施責任者
提出先	特定港にあつては港長 特定港以外の港にあつては所轄海上保安（監）部の長又は海上保安署の長

(3) 港湾区域及び港湾法第 56 条第 1 項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等届書
根拠法令	港湾法 56 の 3 及び同令 20 並びに同則 29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第 56 条第 1 項以外の水域
手続きを必要とするとき	水域施設、外郭施設、係留施設で政令に定めるものを建設又は改良する場合
提出者	工事等施工者
提出先	都道府県知事(当該届出に係わる水域施設等の所在する地先水面が複数の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出)

(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
根拠法令	海交法 30 及び同令 7 並びに同則 25	海交法 31 及び同則 27
適用海域	航路又はその周辺の政令で定める海域	左記以外の海交法適用海域
手続きを必要とするとき	①工事、作業をするとき ②工作物を設置又は変更するとき	同左 同左
提出者	工事、作業を行おうとする者又は工作物を設置、変更しようとする者	同左
提出先	所轄海上保安部の長を経由し管区海上保安本部長（海上保安庁長官あて）	所轄海上保安（監）部又は海上保安航空基地の長を経由し管区海上保安本部長（海上保安庁長官あて）
他の法令との関係	港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である。	

[付 表]

(5) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書
根拠法令	漁港法 39 及び同則 12
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続きを必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ①工作物の建設若しくは改良（水面又は土地の占有を伴うものは除く） ②土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④水面若しくは土地の一部占有（公有水面の埋立による場合を除く）
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域占有許可申請書	海岸保全区域工事等許可申請書
根拠法令	海岸法 7 及び同則 3	海岸法 8 及び同令 3 並びに同則 4
適用海域	陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ 50m を超えない範囲	同左
手続きを必要とするとき	海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占有しようとするとき	次の行為をしようとするとき ①土石（砂を含む）を採取すること ②水面又は公共海岸の土地以外の土地において、海岸保全施設以外の他の施設等を新設し、又は改築すること ③土地の掘削、盛土、切土、その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄、又は係留する等の行為で、海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）
提出者	占有しようとする者	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同左

(7) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水 路 測 量 許 可 申 請 書
根拠法令	水路業務法 6 及び同則 2、3
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担、又は補助する水路測量を実施しようとするとき なお、次の場合は、本件許可は不要である ①地球物理学、海洋学、地形学、地質学及び生物学の調査、研究のための水路測量 ②港湾施設施工のための水路測量 ③百万分の一未満の縮尺図を調製するための水路測量 ④前各号のほか、高度の正確さを必要としない水路測量
提出者	水路測量等実施者
提出先	海上保安庁長官

[付 表]

(8) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置（管理）許可申請書	航路標識現状変更許可申請書
根拠法令	航路標識法 2 及び同則 1、2、3	航路標識法 5 及び同則 7、8
手続きを必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止、又はその位置を変更し、その他の現状を変更しようとするとき
提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者
提出先	<p><一定基準以上の航路標識の場合> 所轄海上保安（監）部又は、航路標識事務所に届出を行い、海上保安庁長官の許可を得る</p> <p><上記以外の場合> 管区海上保安本部、海上保安（監）部又は航路標識事務所に届出を行う</p> <p><一定基準とは> 概ね光度 15 カンデラ以上で、十分な昼標効果と強度を有する構造のもの</p>	同左

[付 表]

表Ⅳ－３ 船舶航行に関する報告手続き

(1) 長大物件をえい(押)航するときの航路通報

名 称	長大物件えい航船等航路予定通報	
根拠法令	海交法 22 及び同則 10、11、12、13、14	
手続きを必要とするとき	海交法第 22 条に規定する航路を以下の船舶が航行しようとするとき、及び予定を変更するとき ① 巨大船 (長さ 200m 以上) ② 巨大船以外の船舶 (航路ごとに国土交通省令で定める長さ以上のもの) ③ 危険物積載船 (原油、液化石油ガスその他の国土交通省令で定める危険物を積載している船舶で総トン数が国土交通省令で定める総トン数以上のもの) ④ 船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶 (当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は該当押し船の船尾から該当物件の先端までの距離が航路ごとに国土交通省令で定める距離以上のもの)	
通報者	船長	
通報先	航路を担当する海上交通センターの長	
	航路名	航路担当部署
	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター
	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター
	備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上交通センター
	伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター
	来島海峡航路	来島海峡海上交通センター
通報時期	1. 海交法施行規則第 14 条第 1 項に該当する船舶 ① 最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入航予定時刻の 3 時間前、以後その都度直ちに 2. 海交法施行規則第 14 条第 2 項に該当する船舶 ① 最初の通報：航路入航予定時刻の 3 時間前まで ② 変更通報：その都度直ちに 3. 航路を航行する必要が緊急に生じたとき 航行する航路を管轄している海上交通センターの長が、上記 1 及び 2 により通報することができないことを認めたときは、あらかじめ通報しておく。	

(2) 海難発生時の通報

名 称	海 難 発 生 時 の 通 報	
根拠法令	海交法 33 及び同則 29	港則法 25
適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続きを必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通報者	船長	船長
通報先	当該海難の発生した海域を管轄する海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長(海上保安庁長官あて)	特定港にあっては、港長 特定港以外の港にあっては、最寄りの管区海上保安本部の事務所の長又は港長

[付 表]

(3) 航路標識等事故発生時の通報

名 称	航 路 標 識 事 故 発 生 時 の 通 報
根拠法令	航路標識法 7
適用海域	港、湾、海峡、その他の国内沿岸水域
手続きを必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通報者	事故発見者
通報先	海上保安庁又は最寄りの管区海上保安部若しくはその事務所

(4) 海難報告

名 称	海 難 報 告
根拠法令	船員法 19 及び同則 14
手続きを必要とするとき	次の事態が発生したとき ①船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき ②人命又は船舶の救助に従事したとき ③航行中、他の船舶の遭難を知ったとき（無線電信による場合を除く） ④船内にある者が死亡、又は行方不明になったとき ⑤予定航路を変更したとき ⑥船舶が抑留、又は捕獲されたとき、及びその他船舶に関し著しい事故があったとき
通報者	船長
通報先	最寄りの地方運輸局等の事務所（国土交通大臣あて）